条例	２件
単行議案	３件
決算	１件
報告	１件
計	７件

資料１
令和８年11月10日
正副管理者会議
事務局総務課

令和８年11月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会議案概要

（令和８年11月27日）

議案番号	案　　件	主管課	説　　明
議　案 第１７号	鳥取県西部広域行政管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	事務局 総務課	国家公務員の災害応急作業等手当の額の改定に準じ、本組合の職員に支給する災害応急作業等手当の額を改定するもの 〔改正内容〕 災害応急作業等手当の額の改定（別表関係） １日につき　1,080円 → 1,440円 〔施行期日等〕 公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。
議　案 第１８号	鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	消防局 予防課	厨房設備等の基準に関する国の検討結果が示されたことを踏まえ、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理について必要な事項を定めるほか、所要の整理を行うもの 〔主な改正内容〕 調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等に油脂等が付着しないよう適切に管理することとする。（改正後第18条第３項、改正後第19条第３項、改正後第20条第３項及び改正後第21条第３項関係） 〔施行期日〕 令和９年４月１日
議　案 第１９号	鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について	事務局 総務課	個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務を鳥取県に委託するため、その規約を定める協議を行うもの 〔主な協議内容〕 １　次に掲げる事務を鳥取県に委託する。 ⑴　個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示決定等についての審査請求に関する事務 ⑵　個人情報の適切な取扱いの確保に係る専門的な知見に基づく意見の聴取に関する事務

			２　１の事務の管理及び執行に要する経費は、本組合が負担する。 〔施行期日〕 令和９年４月１日
議　案 第２０号	鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について	事務局 総務課	本組合の情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務を鳥取県に委託するため、その規約を定める協議を行うもの 〔主な協議内容〕 １　次に掲げる事務を鳥取県に委託する。 ⑴　情報公開条例に基づく公文書の開示決定等についての審査請求に関する事務 ⑵　議会個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示決定等についての審査請求に関する事務 ⑶　議会個人情報保護条例の施行に関する重要事項について意見を述べることに関する事務 ２　１の事務の管理及び執行に要する経費は、本組合が負担する。 〔施行期日〕 令和９年４月１日
議　案 第２１号	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザの指定管理者の指定について	施設管 理課	リサイクルプラザの令和９年度からの指定管理者を次のとおり指定するもの 指定管理者に指定する者 山口県山口市小郡高砂町２番７号 株式会社日本管財環境サービス中国支店 支店長　山　﨑　　涉 指定の期間 令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
議　案 第２２号	令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について	事務局 総務課	一般会計の決算認定
報　告 第　３　号	議会の委任による専決処分について(鳥取県西部広域行政管理組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例及び鳥取県西部広域行政管理組合が設置する一般	事務局 総務課	法令の一部改正に伴い、本組合の条例において引用する当該法令の条項の表記を変更したもの 処分年月日　令和８年８月26日 施行期日　　公布の日

	廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について)		

資料２
令和８年11月10日
正副管理者会議
事務局総務課

令和８年１１月２７日

令和８年１１月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会議案

令和８年１１月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会議案

目　　次

議案第１７号　鳥取県西部広域行政管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１８号　鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１９号　鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

議案第２０号　鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

議案第２１号　鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザの指定管理者の指定について

議案第２２号　令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について

報告第　３　号　議会の委任による専決処分について（鳥取県西部広域行政管理組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例及び鳥取県西部広域行政管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第１７号

鳥取県西部広域行政管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

鳥取県西部広域行政管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県西部広域行政管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成３年鳥取県西部広域行政管理組合条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>種類</th><th>支給を受ける職員</th><th>支給する額</th></tr>
<tr><td>［省略］</td><td>［省略］</td><td>［省略］</td></tr>
<tr><td>災害応急作業等手当</td><td>消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第１項に規定する緊急消防援助隊として災害発生市町村（同法第44条第１項に規定する災害発生市町村をいう。）に出動し、消防の応援等（同法第44条第１項に規定する消防の応援等をいう。以下同じ。）に従事した職員</td><td>従事した日１日につき　1,440円</td></tr>
</table>
備考　消防の応援等への従事が次の各号に掲げる場合における災害応急作業等手当の額は、この表の災害応急作業等手当の項の支給する額の欄に定める額に、その額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
⑴　日没時から日出時までの間に従事したとき　100分の50
⑵　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内（当該区域の設定又は拡大がなされた場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一の区域を含む。）で従事したとき　100分の100
</td><td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>種類</th><th>支給を受ける職員</th><th>支給する額</th></tr>
<tr><td>［省略］</td><td>［省略］</td><td>［省略］</td></tr>
<tr><td>災害応急作業等手当</td><td>消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第１項に規定する緊急消防援助隊として災害発生市町村（同法第44条第１項に規定する災害発生市町村をいう。）に出動し、消防の応援等（同法第44条第１項に規定する消防の応援等をいう。以下同じ。）に従事した職員</td><td>従事した日１日につき　1,080円</td></tr>
</table>
備考　消防の応援等への従事が次の各号に掲げる場合における災害応急作業等手当の額は、この表の災害応急作業等手当の項の支給する額の欄に定める額に、その額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
⑴　日没時から日出時までの間に従事したとき。　100分の50
⑵　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内（当該区域の設定又は拡大がなされた場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一の区域を含む。）で従事したとき。　100分の100
</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の［　］の記載は、注記である。</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の災害応急作業等手当の項の規定は、令和８年４月１日以後に緊急消防援助隊（消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第４５条第１項に規定する緊急消防援助隊をいう。）として災害発生市町村（同法第４４条第１項に規定する災害発生市町村をいう。）に出動し、消防の応援等（同法第４４条第１項に規定する消防の応援等をいう。）に従事した職員に対して支給する災害応急作業等手当について適用する。

３　前項の規定により改正後の条例別表の災害応急作業等手当の項の規定の適用を受ける職員に対し、この条例による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例別表の規定に基づき支給された災害応急作業等手当は、改正後の条例別表の規定に基づく災害応急作業等手当の内払とみなす。

議案第１８号

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和５１年鳥取県西部広域行政管理組合条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（水素ガスを充填する気球） 第17条　水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 ⑴　煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又は係留しないこと。 ⑵　建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造った陸屋根で、その最小幅員が気球の直径の２倍以上である場合は、この限りでない。 ⑶　掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所に柵等を設け、かつ、立入りを禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合は、この限りでない。 ⑷～⑹　［省略］ ⑺　前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあっては、0.5平方ミリメートル以上）のものを用い、長さ１メートル以下（文字網の部分に使用するものにあっては、0.6メートル以下）ごと及び分岐点の付近において支持すること。 ⑻　［省略］ ⑼　水素ガスの充填又は放出については、次によること。 ア・イ　［省略］ ウ　電飾を付設するものにあっては、電源を遮断して行うこと。 エ　［省略］	（水素ガスを充てんする気球） 第17条　水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 ⑴　煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。 ⑵　建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造つた陸屋根で、その最少幅員が気球の直径の２倍以上である場合においては、この限りでない。 ⑶　掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに掲揚綱の固定箇所にさく等を設け、かつ、立入を禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書きの規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。 ⑷～⑹　［省略］ ⑺　前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあつては、0.5平方ミリメートル以上）のものを用い、長さ１メートル以下（文字網の部分に使用するものにあつては、0.6メートル以下）ごと及び分岐点の付近において支持すること。 ⑻　［省略］ ⑼　水素ガスの充てん又は放出については、次によること。 ア・イ　［省略］ ウ　電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。 エ　［省略］

オ　水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後、減圧器を使用して行うこと。	オ　水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行なうこと。
⑽　水素ガスが90容量パーセント以下となった場合は、詰替えを行うこと。	⑽　水素ガスが90容量パーセント以下となつた場合においては、詰替えを行うこと。
⑾　掲揚中又は係留中においては、看視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又は係留する場合は、この限りでない。	⑾　掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。ただし建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあつては、この限りでない。
⑿　［省略］	⑿　［省略］
（液体燃料を使用する器具）	（液体燃料を使用する器具）
第18条　液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。	第18条　液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。
⑴　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防局長が認める距離以上の距離を保つこと。	⑴　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防局長が認める距離以上の距離を保つこと。
ア　別表第３の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる離隔距離	ア　別表第３の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離
イ　［省略］	イ　［省略］
⑵～⑼　［省略］	⑵～⑼　［省略］
⑼の２　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合は、消火器の準備をした上で使用すること。	⑼の２　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。
⑽～⑿　［省略］	⑽～⑿　［省略］
２　液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。	２　液体燃料を使用する移動式ストーブにあつては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。
３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除	［新設］

去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	
（固体燃料を使用する器具） 第19条　［省略］ ２　［省略］ ３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。	（固体燃料を使用する器具） 第19条　［省略］ ２　［省略］ ［新設］
（気体燃料を使用する器具） 第20条　［省略］ ２　［省略］ ３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。	（気体燃料を使用する器具） 第20条　［省略］ ２　［省略］ ［新設］
（電気を熱源とする器具） 第21条　［省略］ ２　［省略］ ３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。	（電気を熱源とする器具） 第21条　［省略］ ２　［省略］ ［新設］
（作業中の防火処理） 第28条　［省略］ ２・３　［省略］ ４　令別表第１に掲げる防火対象物（同表⑱項から⑳項までに掲げるものを除く。第40条及び第41条において同じ。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。	（作業中の防火処理） 第28条　［省略］ ２・３　［省略］ ４　令別表第１に掲げる防火対象物（同表⑱項から⑳項までに掲げるものを除く。以下第40条及び第41条において同じ。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

5　作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所で喫煙してはならない。	5　作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。
（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）	（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）
第29条の３　住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第２号から第５号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第１⑸項ロに掲げる防火対象物又は同表⑯項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けるものとする。	第29条の３　住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第２号から第５号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第１⑸項ロに掲げる防火対象物又は⑯項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もつぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けるものとする。
⑴～⑶　［省略］	⑴～⑶　［省略］
⑷　第１号及び第２号に掲げるもののほか、第１号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が２以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端	⑷　第１号及び第２号に掲げるもののほか、第１号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が２以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端
⑸　前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が７平方メートル以上である居室が５以上存する階（以下この号において「当該階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分	⑸　前４号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が７平方メートル以上である居室が５以上存する階（この号において「当該階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分
ア　［省略］	ア　［省略］
イ　廊下が存しない場合には、当該階から直下階に通ずる階段の上端	イ　廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端
ウ　廊下及び直下階が存しない場合には、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端	ウ　廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端
２　住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合には、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けるものとする。	２　住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けるものとする。
⑴・⑵　［省略］	⑴・⑵　［省略］
３　［省略］	３　［省略］

4　住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けるものとする。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第１項第１号から第４号まで並びに第５号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第２条第４号に掲げるものをいう。以下この表において同じ。）
［省略］	［省略］

5　［省略］

6　住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

⑴　電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあっては、当該住宅用防災警報器を有効に作動させる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。

⑵　電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあっては、正常に電力が供給されていること。

⑶・⑷　［省略］

⑸　自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第２条第５号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあっては、交換期限が経過しないよう，適切に住宅用防災警報器を交換すること。

⑹　自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあっては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

4　住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けるものとする。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第１項第１号から第４号まで並びに第５号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第２条第４号に掲げるものをいう。この表において同じ。）
［省略］	［省略］

5　［省略］

6　住宅用防災警報器は、前５項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

⑴　電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。

⑵　電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること。

⑶・⑷　［省略］

⑸　自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第２条第５号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう，適切に住宅用防災警報器を交換すること。

⑹　自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

第29条の４　［省略］

２　［省略］

３　感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けるものとする。

住宅の部分	感知器の種別
前条第１項第１号から第４号まで並びに第５号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第２条第９号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第17条第２項で定める１種又は２種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。）
［省略］	［省略］

４　［省略］

５　住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

⑴　受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第２条第７号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知することができる場所に設けること。

⑵　前条第１項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合には、住宅の内部にいる者に対し，有効に火災の発生を報知することができるように、当該階に補助警報装置を設けること。

⑶　感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあっては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器から外れた場合又は配線に断線があった場合に受信機が自動的に警報を発するものにあっては、この限りでない。

第29条の４　［省略］

２　［省略］

３　感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けるものとする。

住宅の部分	感知器の種別
前条第１項第１号から第４号まで並びに第５号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第２条第９号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第17条第２項で定める１種又は２種の試験に合格するものに限る。この表において同じ。）
［省略］	［省略］

４　［省略］

５　住宅用防災報知設備は、前４項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

⑴　受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第２条第７号に規定するものをいう。この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

⑵　前条第１項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し，有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。

⑶　感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

⑷　感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあっては、次によること。

ア　［省略］

イ　受信機において信号を受信することができることを確認するための措置を講じていること。

⑸　［省略］

⑹　前条第６項第１号、第５号及び第６号の規定は感知器について、同項第２号から第４号までの規定は住宅用防災報知設備について、それぞれ準用する。

（設置の免除）

第29条の５　前３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

⑴・⑵　［省略］

⑶　第29条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第３条第３項第２号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

⑷・⑸　［省略］

⑹　第29条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第３条第２項及び第３項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

⑺　［省略］

⑷　感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること。

ア　［省略］

イ　受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

⑸　［省略］

⑹　前条第６項第１号、第５号及び第６号の規定は感知器について、同条同項第２号から第４号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

（設置の免除）

第29条の５　前３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

⑴・⑵　［省略］

⑶　第29条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第３条第３項第２号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

⑷・⑸　［省略］

⑹　第29条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省例第156号）第３条第２項及び第３項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

⑺　［省略］

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）

第30条　法第９条の４の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

⑴　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。

⑵・⑶　［省略］

⑷　危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、裂け目等はないものであること。

⑸・⑹　［省略］

（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第33条　別表第８の品名の欄に掲げる物品で同表の数量の欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第６号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第８号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の５分の１以上指定数量未満の第４類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

⑴　可燃性液体類を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア　可燃性固体類（別表第８備考第６号エに該当するものを除く。）にあっては危険物規則別表第３の危険物の類別及び危険等級の別の第２類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の５分の１以上指定数量未満の第４類の危険物のうち動植物油類にあっては危険物規則別表第３の２の危険物の類別及び危

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）

第30条　法第９条の４の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

⑴　危険物を貯蔵し、又は取扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。

⑵・⑶　［省略］

⑷　危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等はないものであること。

⑸・⑹　［省略］

（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第33条　別表第８の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第６号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第８号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の５分の１以上指定数量未満の第４類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

⑴　可燃性液体類を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア　可燃性固体類（別表第８備考第５号エに該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第３の危険物の類別及び危険等級の別の第２類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の５分の１以上指定数量未満の第４類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第３の２の危険物の類別及び危

険等級の別の第４類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（イにおいて「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ　内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

⑵　可燃性液体類等（別表第８備考第６号エに該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ４メートルを超えて積み重ねないこと。

⑶　［省略］

⑷　前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同号の基準によらないことが通常である場合には、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

２　可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

⑴　可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第８に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この号において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の５分の１以上指定数量未満の第４類の危険物のうち動植物油類にあっては１メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又

険等級の別の第４類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ　アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

⑵　可燃性液体類等（別表第８備考第５号エに該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ４メートルを超えて積み重ねないこと。

⑶　［省略］

⑷　前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあたつて、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

２　可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

⑴　可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第８に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の５分の１以上指定数量未満の第４類の危険物のうち動植物油類にあつては１メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又

は防火上有効な塀を設けること。

［表省略］

⑵　別表第８で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅１メートル（同表で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、３メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

３　［省略］

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第34条　指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

⑴・⑵　［省略］

⑶　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷崩れ、落下、転倒又は飛散をしないような措置を講ずること。

⑷　［省略］

⑸　再生資源燃料（別表第８備考第５号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分により発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア・イ　［省略］

ウ　３日を超えて集積する場合には、発火の危険性を減じ、発火

は防火上有効な塀を設けること。

［表省略］

⑵　別表第８で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造つた室内において行うこと。ただし、その周囲に幅１メートル（別表第８で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、３メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆つた室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

３　［省略］

（綿花類等の貯蔵及び取扱の技術上の基準等）

第34条　指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

⑴・⑵　［省略］

⑶　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くづれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。

⑷　［省略］

⑸　再生資源燃料（別表第８備考第５号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によつて発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア・イ　［省略］

ウ　３日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減

時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう５メートル以下の適切な高さとすること。

エ　［省略］

２　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

⑴　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

⑵　綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第８備考第９号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、１集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第７号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

［表省略］

⑶　綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア　［省略］

イ　合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、１メートル（別表第８で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、３メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう５メートル以下の適切な集積高さとすること。

エ　［省略］

２　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

⑴　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱つている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

⑵　綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第８備考第９号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、１集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第７号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

［表省略］

⑶　綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア　［省略］

イ　合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、１メートル（別表第８で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、３メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造つた壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ・エ　［省略］ ⑷　廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。 ア　［省略］ イ　別表第８で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは、廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に当該廃棄物固形化燃料等を迅速に排出することができる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。 第34条の２　別表第８で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前２条に定めるもののほか、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。	ウ・エ　［省略］ ⑷　廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。 ア　［省略］ イ　別表第８で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りでない。 第34条の２　別表第８で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前２条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。
備考　表中の［　］の記載は、注記である。	

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１９号

鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

鳥取県に個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づく合議制の機関に係る事務を委託するため、次の規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２５２条の１４第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第１条　鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）は、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（１）　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第３項において読み替えて準用する同条第１項に規定する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第１項の機関の権限に属させられた事項に関する事務

（２）　個人情報の保護に関する法律第129条に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項に関する事務

（管理及び執行の方法）

第２条　委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第３条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

２　前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、鳥取県西部広域行政管理組合管理者（以下「管理者」という。）と協議して定める。

第４条　知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第１条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した同条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第５条　知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに管理者に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第６条　知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第６項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を管理者に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第７条　委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

（条例等改正の場合の措置）

第８条　委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、管理者に通知しなければならない。

２　委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を管理者に通知しなければならない。

（雑則）

第９条　本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規約は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この規約の施行の際現に甲の設置による合議制の機関に対して行われている諮問その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものについては、同日以後乙の設置による合議制の機関に対して行われた諮問その他の行為とみなす。

２　前項の場合において、この規約の施行の際現に甲の設置による合議制の機関が実施していた調査審議その他

の事務は、この規約の施行の日以後乙の設置による合議制の機関が実施したものとみなす。

議案第２０号

鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

鳥取県に鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例（平成１３年鳥取県西部広域行政管理組合条例第１号）及び鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年鳥取県西部広域行政管理組合条例第５号）に基づく合議制の機関に係る事務を委託するため、次の規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２５２条の１４第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第１条　鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）は、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（１）　甲の機関の保有する情報の公開に関する条例（以下「甲の情報公開条例」という。）に基づく公文書の開示請求に係る開示決定等又は不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務

（２）　甲の議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「甲の議会個人情報保護条例」という。）に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務

（３）　甲の議会個人情報保護条例の施行に関する重要事項について意見を述べることに関する事務

（管理及び執行の方法）

第２条　委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第３条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

２　前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、鳥取県西部広域行政管理組合管理者（以下「管理者」という。）と協議して定める。

第４条　知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第１条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した同条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第５条　知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに管理者に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第６条　知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第６項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を管理者に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第７条　委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

（甲の条例改正の場合の措置）

第８条　甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部を改正しようとする場合においては、管理者は、あらかじめ、知事に通知しなければならない。

２　甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部が改正された場合においては、管理者は、直ちに当該条例を知事に通知しなければならない。

（乙の条例等改正の場合の措置）

第９条　委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、管理者に通知しなければならない。

２　委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を管理者に通知しなければならない。

（雑則）

第10条　本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規約は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この規約の施行の際現に鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年鳥取県西部広域行政管理組合条例第３号）第１条の規定により設置された鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「組合審査会」という。）に対して行われている諮問その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものについては、同日以後鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第２号）第22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会（以下「県審査会」という。）に対して行われた諮問その他の行為とみなす。

２　前項の場合において、この規約の施行の際現に組合審査会が実施していた調査審議その他の事務は、この規約の施行の日以後県審査会が実施したものとみなす。

議案第２１号

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザの指定管理者
の指定について

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　伊　木　隆　司

１　指定管理対象施設

名　　称	所　在　地
鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）	鳥取県西伯郡伯耆町口別所６３０番地

２　指定管理者に指定する者

山口県山口市小郡高砂町２番７号
株式会社日本管財環境サービス中国支店
支店長　山　﨑　　涉

３　業務の範囲及び管理の基準

⑴　業務の範囲

指定管理者は、次に掲げるリサイクルプラザの管理に関する業務

（以下「管理業務」という。）を行うものとする。

ア　一般廃棄物の減量、再資源化及び再利用の促進に関する事業の企画及び実施に関すること。

イ　リサイクルプラザの施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

ウ　鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例（平成９年鳥取県西部広域行政管理組合条例第１号）第５条第２項（同条例第９条第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出に関すること。

エ　搬入許可（管理者において処理するものを除く。）及び使用許可に関すること。

オ　処理対象ごみ又は再生用資源ごみを搬入する者並びに使用者及び利用者の応接に関すること。

カ　上記アからオに掲げるもののほか、管理業務のうち、管理者に専属する権限に基づく事務を除くもの

⑵　管理の基準

指定管理者は、次に掲げるところにより、管理業務を適切に行うものとする。

ア　自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって圏域住民の福祉をより一層増進させること。

イ　圏域住民が広く利用する公の施設としてのリサイクルプラザの性格を十分認識し、利用者にとっての快適な環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用

者の安全の確保に努めること。

ウ　ごみの減量、リサイクルの促進、廃棄物の適正処理等を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、リサイクルプラザの設置目的に適合した事業の企画及び実施に努めること。

４　指定の期間　　令和９年４月１日から
令和１４年３月３１日まで

議案第２２号

令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２３３条第３項の規定により、令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和８年１１月２７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

報告第３号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同法第２９２条において準用する同法第１８０条第２項の規定によりこれを議会に報告する。

令和８年１１月２７日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

１　処分件名　　鳥取県西部広域行政管理組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例及び鳥取県西部広域行政管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について

２　処分年月日　　令和８年８月２６日

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１８０条第１項の規定により、鳥取県西部広域行政管理組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例及び鳥取県西部広域行政管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和８年８月２６日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

鳥取県西部広域行政管理組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例及び鳥取県西部広域行政管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県西部広域行政管理組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部改正）

第１条　鳥取県西部広域行政管理組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和５１年鳥取県西部広域行政管理組合条例第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表（第３条関係） 障害者賞じゆつ金 ［表省略］ 備考 １　障害の等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。次項において「省令」という。）別表第２に定める障害等級による。 ２　障害の等級及び金額の決定については、政令第６条第５項から第８項まで（同条第６項第１号を除く。）及び省令第３条第２項の規定の例による。	別表（第３条関係） 障害者賞じゆつ金 ［表省略］ 備考 １　障害の等級は、政令別表第３に定める障害の等級による。 ２　障害の等級及び金額の決定については、政令第６条第２項から第６項（第３項第１号を除く。）までの規定の例による。
備考　表中の［　］の記載は、注記である。	

（鳥取県西部広域行政管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

第２条　鳥取県西部広域行政管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成１０年鳥取県西部広域行政管理組合条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的） 第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第９条の３第２項（同条第９	（目的） 第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第９条の３第２項（同条第８

項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第１項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第８項の規定による一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第８条第２項第２号から第９号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。	項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第１項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第７項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第８条第２項第２号から第９号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

写

資料２参考資料①
令和８年11月10日
正副管理者会議
施設管理課

答　申　書

令和８年９月２５日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　伊木隆司　様

リサイクルプラザ指定管理者候補者選定委員会
委員長　　松井　徹

令和８年９月１１日付け発鳥西施第７４６号－１諮問書により貴職から諮問を受けた「リサイクルプラザ指定管理者候補者の選定」について、本選定委員会は、諮問書別紙に示された指定管理者の申請団体の評定による順位及び関係資料の厳正なる調査審議を行い、この程結論を得るに至ったので、次のとおり答申する。

１　諮問の内容

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザの指定管理者候補者の選定について、申請者から提出された提案書等により、リサイクルプラザの管理を適正に行うことができるものであるかどうか調査審議すること。

２　調査審議の方法

本選定委員会は、諮問書により貴職が示された指定管理者候補者案の選定過程について、法人等が提出した事業計画書等及び貴下所管部局が作成された指定管理者候補者選定基準・評定票を確認することにより、当該選定過程の妥当性を検証し、その結果を踏まえ、当該候補者による施設の管理に適正を欠く面がないか、また、そのおそれがないか調査審議を行った。

３　答申

本選定委員会が上記の調査審議を行った結果、当該選定過程は妥当であり、いずれの申請者も、その対象となる公の施設の管理に著しく適正を欠く面は認められなかった。

したがって、別紙の指定管理者候補者案（選定委員会答申）のとおり、優先交渉権の順位とすることが適当であると考える。

貴職におかれては、以上の答申の内容を尊重され、適切な指定管理者の候補者の選定に努められたい。

（別紙）

指定管理者候補者案（選定委員会答申）

1　施設の名称	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ
2　指定管理の期間	５年（令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで）
3　選定の方法	公募により選定
4　選定（諮問）の形態	選定委員会により複数の法人等に優先交渉権を順位付け
5　応募件数及び応募者の名称	２件 ・申請者Ａ：新明和工業株式会社流体事業部営業本部関西支店 ・申請者Ｂ：株式会社日本管財環境サービス中国支店
6　優先交渉権の順位付け	［優先交渉権の順位付け］ 第１順位　株式会社日本管財環境サービス中国支店 第２順位　新明和工業株式会社流体事業部営業本部関西支店
7　特記事項	（１）優先交渉権の順位付けの妥当性について 諮問書で示された順位付けについて、評定員による評定結果及び申請書類に基づき、すべての評定項目（全２７項目）について厳正かつ慎重に調査審議を行った。 審議の過程において、より客観的かつ適正な評価期す観点から一部の評定（４項目）について見直しを行ったが、第１順位及び第２順位の優先交渉権の順位付け並びに指定管理者候補者としての適否の妥当性に変わりはなく、管理者から示された順位付けは妥当であると判断する。 （２）公平性の確保について 本選定事務における審査の公正性及び中立性を確保するため、選定委員会における調査審議はすべて匿名（「申請者Ａ」「申請者Ｂ」）にて実施し、最終評定及び順位付けが確定した後に、委員長が匿名の定義書類の封かんを開封し、申請者名を照合の上、本答申書に実名を記載した。

リサイクルプラザ指定管理者候補者選定基準　評定項目別評定一覧

評定項目	配点（満点）	(株)日本管財環境サービス	新明和工業(株)
1　事業計画書による施設の運営が、施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。	(15)	**11.2**	**9.6**
⑴　関係する法律及び条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5	3.8	3.2
⑵　特定の団体等を優遇するおそれはないか。	5	3.6	3.0
⑶　情報公開及び個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	5	3.8	3.4
2　事業計画書の内容が、ごみ処理施設の安全かつ安定的な運転管理を確保し、その機能を適正に発揮させるものであること。	(55)	**37.8**	**36.6**
⑴　施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	5	3.4	3.2
⑵　施設の現状を正しく認識し、施設の維持管理方針について具体的かつ適切な提案があるか。	5	3.0	3.6
⑶　一般廃棄物の減量、再資源化及び再利用の促進に関する事業計画書の内容は適切か。	5	3.8	3.4
⑷　搬入者、使用者及び利用者に対する接遇、要望把握等の対策は適切か。	5	3.2	3.6
⑸　統括管理体制及び要求水準等に対する取組並びに庶務経理、文書管理等について、適切な管理体制及び実施方法が提案されているか。	5	3.2	3.2
⑹　搬入許可、計量及び投入監視業務について、適切な管理体制及び実施方法が提案されているか。	5	3.4	3.6
⑺　ごみ処理設備の運転管理、選別及び不燃物残さ搬送業務について、安全性及び安定稼働を確保する具体的かつ適切な提案があるか。	5	4.2	3.2
⑻　処理不適物等の管理及び組合施設外への搬出業務について、適正な処理方法及びリスク低減策が講じられているか。	5	2.8	3.6
⑼　ごみ処理設備及び特殊車両の維持管理業務について、関係法令に基づいた点検及び予防保全を含む合理的かつ実効性のある提案がなされているか。	5	4.0	3.2
⑽　補修工事の計画策定及び実施について、機器の特性等を踏まえ、かつ安定稼働に資する計画策定方針及び施工体制が示されているか。	5	3.4	2.6
⑾　建築設備及び施設維持管理業務について、法令遵守及び施設の維持に配慮した適切な管理方針が提案されているか。	5	3.4	3.4
3　事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。	(30)	**16.2**	**17.2**
⑴　管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	10	1.0	10.0
⑵　経費節減のための方策は適切か。	10	6.8	3.2
⑶　人件費の設定は適切か。	5	4.4	2.0
⑷　その他の管理経費の設定に無理はないか。	5	4.0	2.0
4　当該法人等が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	(30)	**21.4**	**19.4**
⑴　法人等の経営状況に問題はないか。	5	3.8	3.8
⑵　施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。	5	3.8	3.4
⑶　同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。	5	3.4	3.4
⑷　障がい者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動を実施しているか。	5	3.6	3.4
⑸　法人等が使用している全ての労働者の労働環境に問題はないか。	5	3.4	2.2
⑹　法人等による管理継続が困難になった場合に対処する方策（共同事業体による管理、関係団体による事業計画等の承継など）はあるか。	5	3.4	3.2
5　地域経済の活性化を目的として、管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先的な活用を図るものであること。	(20)	**14.2**	**12.4**
⑴　施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先活用が見込まれるか。	10	6.8	6.4
⑵　圏域内住民の雇用が見込まれるか。	5	4.0	3.0
⑶　現在の従事者のうち希望する職員が雇用される見込みがあるか。	5	3.4	3.0
合　　計　　点	(150)	**100.8**	**95.2**

資料２参考資料②
令和８年 11 月 10 日
正副管理者会議
事務局施設管理課

リサイクルプラザ指定管理者の指定について

本組合不燃物処理施設「リサイクルプラザ」について、令和９年度から指定管理者による管理運営を行うため、指定管理者選定委員会からの答申を踏まえ、令和９年度から令和１３年度までの指定管理者を指定するもの。

１　選定経緯

令和８年６月　１日　告示、申請の受付（締切：７月１０日）
８月２５日　申請者によるプレゼンテーション、評定員※による質疑及び評定
※　評定員構成：組合事務局長、総務課長、施設管理課長、
境港市環境・ごみ対策課長、伯耆町地域整備課環境整備室長
９月１１日　第１回選定委員会※（諮問）
※　選定委員構成：鳥取環境大学准教授、公認会計士、社会保険労務士、
元組合職員、伯耆町口別所区長
９月２５日　第２回選定委員会（答申）

２　申請者

⑴　新明和工業株式会社　流体事業部　営業本部　関西支店
大阪市淀川区宮原３丁目３番３１号　支店長　森島　孝明
⑵　株式会社日本管財環境サービス 中国支店
山口市小郡高砂町２番７号　支店長　山﨑　渉

３　答申結果

優先交渉権　第１順位　株式会社日本管財環境サービス中国支店
第２順位　新明和工業株式会社流体事業部営業本部関西支店
※　選定委員会の評定結果は〈別表１〉のとおり

４　指定管理者候補者の選定

第１順位である「株式会社日本管財環境サービス中国支店」と協定内容の確認など、条件面の調整（物価上昇の考え方等）を行い、協議が整ったため、指定管理者候補者として選定した。今後は、運営管理の引継ぎに係る事務を進める。

【指定管理者候補者の概要】

ア　会社名　株式会社日本管財環境サービス中国支店
イ　主な事業内容　ビル管理大手グループ傘下の環境施設管理事業部門で、公共施設の管理・運営
ウ　その他　令和７・８年度の本施設中央操作室運転管理等業務を受託

指定管理業務の概要

ア　指定期間　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日（５年間）
イ　主な業務内容　リサイクルプラザ（不燃物中間処理施設）の管理運営全般（搬入許可、計量、投入監視、施設の運転管理、設備の点検整備等）
ウ　指定管理料（５年間）　〈基礎額〉　２，２９４，２１２千円　＋　〈物価変動による変動額〉
〈提案額〉　２，３４０，０００千円
※　指定管理料は、原則、〈提案額〉を上限として、提案額から物価変動分を除いた〈基礎額〉に物価変動分を加味し、毎年度の年度協定において定める。
（提案額及び上限見込金額は〈別表２〉のとおり）

〈別表１〉指定管理者候補者の評定一覧表

選定基準（配点）	評定項目・評定点※						経費比較		
	1 利用者の平等利用の確保	2 施設効用の最大限の発揮	3 経費の節減	4 施設管理の安定した能力	5 圏域内企業及び地域住民の優先雇用	総合評定	組合の提案上限額年平均	提案額年平均	経費節減効果
	(15)	(55)	(30)	(30)	(20)	(150)	(A)	(B)	(A) － (B)
日本管財	11.2	37.8	16.2	21.4	14.2	100.8	473,848	468,000	5,848
新明和工業	9.6	36.6	17.2	19.4	12.4	95.2		413,600	60,248

※　提案書及びプレゼンテーションをもとに、評定員５名により評価したものを選定委員会に諮り調査審議のうえ決定したもの。（総合評定は、評価項目ごとの評定員５名の平均点の合計による）

〈別表２〉提案額及び上限見込額

申請者	日本管財	新明和工業
提案額	2,340,000 千円 ５年間の物価上昇を含む	2,068,000 千円 物価上昇の算定なし (物価上昇に応じた毎年度の改定を提案)
R13 終了により不要となる補修費	▲ 40,109 千円	▲ 13,382 千円
米子浄化場との一括管理効果額	▲ 84,000 千円※1	－
改定見込額	－	＋160,937 千円※2
上限見込金額（５年間）	2,215,891 千円	2,215,555 千円

※１　米子浄化場との一括管理に伴う、保全担当技術者の重複配置の抑制等、人員配置の効率化による削減効果額。米子浄化場と併せた効果額は、110,000 千円。

※２　提案書で示された指定管理料の改定について、提案者の示した指標である企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）等を基に改定額を試算したもの。

５　今後の予定

令和8年１１月２７日　組合議会定例会民生環境常任委員会（指定管理者の指定に係る議案上程）

※　指定管理者の指定後、協定書の締結、事務引継ぎ等の実施

令和9年　4月　1日　指定管理者による管理運営の開始

指定管理者候補者選定基準・評定表

所管課
事務局　施設管理課

施設の名称	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ							選定方法	■公募により選定 □認定法人等を選定 □特定の法人等を選定
管理業務の範囲	■維持管理　□事業実施　□その他	使用許可事務の代行	■代行 □取次ぎ	利用料金制度の採用	□採用 ■収納委託	指定の期間	５年間		

法人等の名称	株式会社日本管財環境サービス　中国支店	法人等の所在地	山口市小郡高砂町２番７号

収支予算（千円）		R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	計	法人等の提案の特徴	提案による指定管理料
組合の試算	管理経費	504,076	471,076	493,516	459,196	441,376	2,369,240	・近年の情勢における物価変動を見込んだ収支予算としている。	組合試算との差 2,340,000−2,369,240= ▲29,240 千円
	指定管理料	504,076	471,076	493,516	459,196	441,376	2,369,240		
	その他収入	0	0	0	0	0	0		
収支予算書による法人等の提案	管理経費	445,365	440,451	473,502	458,359	472,323	2,340,000		
	指定管理料	445,365	440,451	473,502	458,359	472,323	2,340,000		
	その他収入	0	0	0	0	0	0		

選定基準	配点（満点）	評定	特記事項（特に優れ、又は劣っている点など）
1　事業計画書による施設の運営が、施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。	(15)	**11.2**	
(1)関係する法律及び条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5	3.8	
(2)特定の団体等を優遇するおそれはないか。	5	3.6	
(3)情報公開及び個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	5	3.8	
2　事業計画書の内容が、ごみ処理施設の安全かつ安定的な運転管理を確保し、その機能を適正に発揮させるものであること。	(55)	**37.8**	
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	5	3.4	
(2) 施設の現状を正しく認識し、施設の維持管理方針について具体的かつ適切な提案があるか。	5	3.0	
(3) 一般廃棄物の減量、再資源化及び再利用の促進に関する事業計画書の内容は適切か。	5	3.8	
(4) 搬入者、使用者及び利用者に対する接遇、要望把握等の対策は適切か。	5	3.2	
(5) 統括管理体制及び要求水準等に対する取組並びに庶務経理、文書管理等について、適切な管理体制及び実施方法が提案されているか。	5	3.2	
(6) 搬入許可、計量及び投入監視業務について、適切な管理体制及び実施方法が提案されているか。	5	3.4	
(7) ごみ処理設備の運転管理、選別及び不燃物残さ搬送業務について、安全性及び安定稼働を確保する具体的かつ適切な提案があるか。	5	4.2	
(8) 処理不適物等の管理及び組合施設外への搬出業務について、適正な処理方法及びリスク低減策が講じられているか。	5	2.8	
(9) ごみ処理設備及び特殊車両の維持管理業務について、関係法令に基づいた点検及び予防保全を含む合理的かつ実効性のある提案がなされているか。	5	4.0	
(10) 補修工事の計画策定及び実施について、機器の特性等を踏まえ、かつ安定稼働に資する計画策定方針及び施工体制が示されているか。	5	3.4	
(11) 建築設備及び施設維持管理業務について、法令遵守及び施設の維持に配慮した適切な管理方針が提案されているか。	5	3.4	
3　事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。	(30)	**16.2**	
(1) 管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	10	1.0	
(2) 経費節減のための方策は適切か。	10	6.8	
(3) 人件費の設定は適切か。	5	4.4	
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	5	4.0	
4　当該法人等が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	(30)	**21.4**	
(1) 法人等の経営状況に問題はないか。	5	3.8	
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。	5	3.8	
(3) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。	5	3.4	
(4) 障がい者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動を実施しているか。	5	3.6	
(5) 法人等が使用している全ての労働者の労働環境に問題はないか。	5	3.4	
(6) 法人等による管理継続が困難になった場合に対処する方策（共同事業体による管理、関係団体による事業計画等の承継など）はあるか。	5	3.4	
5　地域経済の活性化を目的として、管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先的な活用を図るものであること。	(20)	**14.2**	
(1) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先活用が見込まれるか。	10	6.8	
(2) 圏域内住民の雇用が見込まれるか。	5	4.0	
(3) 現在の従事者のうち希望する職員が雇用される見込みがあるか。	5	3.4	
合　計　点	(150)	**100.8**	

指定管理者候補者選定基準・評定表

所管課
事務局　施設管理課

施設の名称	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ							選定方法	■公募により選定 □認定法人等を選定 □特手の法人等を選定
管理業務の範囲	■維持管理　□事業実施　□その他	使用許可事務の代行	■代行 □取次ぎ	利用料金制度の採用	□採用 ■収納委託	指定の期間	５年間		

法人等の名称	新明和工業株式会社 流体事業部 営業本部 関西支店	法人等の所在地	大阪市淀川区宮原３丁目３番３１号　上村ニッセイビル

収支予算（千円）		R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	計	法人等の提案の特徴	提案による指定管理料
組合の試算	管理経費	504,076	471,076	493,516	459,196	441,376	2,369,240	・物価変動を見込むこととされているが、収支予算に計上せず、毎年の交渉を前提としている。	組合試算との差 2,068,000−2,369,240= ▲301,240 千円
	指定管理料	504,076	471,076	493,516	459,196	441,376	2,369,240		
	その他収入	0	0	0	0	0	0		
収支予算書による法人等の提案	管理経費	443,246	420,785	407,404	398,244	398,321	2,068,000		
	指定管理料	443,246	420,785	407,404	398,244	398,321	2,068,000		
	その他収入	0	0	0	0	0	0		

選定基準	配点（満点）	評定	特記事項（特に優れ、又は劣っている点など）
1　事業計画書による施設の運営が、施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。	(15)	**9.6**	
(1)関係する法律及び条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5	3.2	
(2)特定の団体等を優遇するおそれはないか。	5	3.0	
(3)情報公開及び個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	5	3.4	
2　事業計画書の内容が、ごみ処理施設の安全かつ安定的な運転管理を確保し、その機能を適正に発揮させるものであること。	(55)	**36.6**	
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	5	3.2	
(2) 施設の現状を正しく認識し、施設の維持管理方針について具体的かつ適切な提案があるか。	5	3.6	
(3) 一般廃棄物の減量、再資源化及び再利用の促進に関する事業計画書の内容は適切か。	5	3.4	
(4) 搬入者、使用者及び利用者に対する接遇、要望把握等の対策は適切か。	5	3.6	
(5) 統括管理体制及び要求水準等に対する取組並びに庶務経理、文書管理等について、適切な管理体制及び実施方法が提案されているか。	5	3.2	
(6) 搬入許可、計量及び投入監視業務について、適切な管理体制及び実施方法が提案されているか。	5	3.6	
(7) ごみ処理設備の運転管理、選別及び不燃物残さ搬送業務について、安全性及び安定稼働を確保する具体的かつ適切な提案があるか。	5	3.2	
(8) 処理不適物等の管理及び組合施設外への搬出業務について、適正な処理方法及びリスク低減策が講じられているか。	5	3.6	
(9) ごみ処理設備及び特殊車両の維持管理業務について、関係法令に基づいた点検及び予防保全を含む合理的かつ実効性のある提案がなされているか。	5	3.2	
(10) 補修工事の計画策定及び実施について、機器の特性等を踏まえ、かつ安定稼働に資する計画策定方針及び施工体制が示されているか。	5	2.6	
(11) 建築設備及び施設維持管理業務について、法令遵守及び施設の維持に配慮した適切な管理方針が提案されているか。	5	3.4	
3　事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。	(30)	**17.2**	
(1) 管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	10	10.0	
(2) 経費節減のための方策は適切か。	10	3.2	
(3) 人件費の設定は適切か。	5	2.0	
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	5	2.0	
4　当該法人等が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	(30)	**19.4**	
(1) 法人等の経営状況に問題はないか。	5	3.8	
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。	5	3.4	
(3) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。	5	3.4	
(4) 障がい者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動を実施しているか。	5	3.4	
(5) 法人等が使用している全ての労働者の労働環境に問題はないか。	5	2.2	
(6) 法人等による管理継続が困難になった場合に対処する方策（共同事業体による管理、関係団体による事業計画等の承継など）はあるか。	5	3.2	
5　地域経済の活性化を目的として、管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先的な活用を図るものであること。	(20)	**12.4**	
(1) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先活用が見込まれるか。	10	6.4	
(2) 圏域内住民の雇用が見込まれるか。	5	3.0	
(3) 現在の従事者のうち希望する職員が雇用される見込みがあるか。	5	3.0	
合　計　点	(150)	**95.2**	

資料２参考資料③
令和８年11月10日
正副管理者会議
事務局総務課

令和７年度決算認定に係る資料

令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算書

令和７年度決算に係る主要な施策の説明書

鳥取県西部広域行政管理組合

令和７年度決算認定に係る資料　目次

令和７年度 鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算書 1

決算付属書類

・令和７年度 鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書 ... 9

・実質収支に関する調書..... 21

・財産に関する調書..... 22

令和７年度 決算に係る主要な施策の説明書 25

令 和 ７ 年 度

鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算書

令和7年度　鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算書

歳　入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
①分担金及び負担金		4,608,292,000	4,603,689,925	4,603,689,925	0	0	△ 4,602,075
	1 負担金	4,608,292,000	4,603,689,925	4,603,689,925	0	0	△ 4,602,075
②使用料及び手数料		45,453,000	48,474,264	48,474,264	0	0	3,021,264
	1 使用料	35,373,000	37,003,158	37,003,158	0	0	1,630,158
	2 手数料	10,080,000	11,471,106	11,471,106	0	0	1,391,106
③国庫支出金		93,236,000	93,236,000	93,236,000	0	0	0
	1 国庫補助金	93,236,000	93,236,000	93,236,000	0	0	0
④県支出金		21,848,000	12,644,250	12,644,250	0	0	△ 9,203,750
	1 県補助金	21,848,000	12,644,250	12,644,250	0	0	△ 9,203,750

⑤財産収入		4,490,000	4,567,675	4,567,675	0	0	77,675
	1 財産運用収入	4,446,000	4,523,675	4,523,675	0	0	77,675
	2 財産売払収入	44,000	44,000	44,000	0	0	0
⑥繰越金		66,049,000	66,049,597	66,049,597	0	0	597
	1 繰越金	66,049,000	66,049,597	66,049,597	0	0	597
⑦諸収入		165,629,000	170,306,842	170,306,842	0	0	4,677,842
	1 貸付金元利収入	102,103,000	102,103,512	102,103,512	0	0	512
	2 雑入	63,526,000	68,203,330	68,203,330	0	0	4,677,330
⑧組合債		2,331,800,000	2,326,400,000	2,326,400,000	0	0	△ 5,400,000
	1 組合債	2,331,800,000	2,326,400,000	2,326,400,000	0	0	△ 5,400,000
⑨繰入金		118,018,000	118,017,209	118,017,209	0	0	△ 791
	1 基金繰入金	118,018,000	118,017,209	118,017,209	0	0	△ 791
歳入合計		7,454,815,000	7,443,385,762	7,443,385,762	0	0	△ 11,429,238

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
①議会費		1,303,000	1,103,933	0	199,067	199,067
	1 議会費	1,303,000	1,103,933	0	199,067	199,067
②総務費		532,259,720	531,340,401	0	919,319	919,319
	1 総務管理費	532,259,720	531,340,401	0	919,319	919,319
③民生費		51,577,000	48,036,421	0	3,540,579	3,540,579
	1 社会福祉費	51,577,000	48,036,421	0	3,540,579	3,540,579
④衛生費		1,305,923,000	1,268,994,699	0	36,928,301	36,928,301
	1 保健衛生費	139,183,000	123,711,540	0	15,471,460	15,471,460
	2 清掃費	1,166,740,000	1,145,283,159	0	21,456,841	21,456,841
⑤消防費		5,308,990,000	5,262,580,562	0	46,409,438	46,409,438
	1 消防費	5,308,990,000	5,262,580,562	0	46,409,438	46,409,438

⑥ 公　　債　　費		245,945,406	245,945,406	0	0	0
	1 公　　債　　費	245,945,406	245,945,406	0	0	0
⑦ 予　　備　　費		8,816,874	0	0	8,816,874	8,816,874
	1 予　　備　　費	8,816,874	0	0	8,816,874	8,816,874
歳　　出　　合　　計		7,454,815,000	7,358,001,422	0	96,813,578	96,813,578

歳入歳出差引残額　　85,384,340 円

うち基金繰入額　　0 円

令和７年度決算付属書類

令和７年度　鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書

歳　入

款	項	目	予算現額						調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計	節 区分	節 金額					
			円	円	円	円		円	円	円	円	円	
①分担金及び負担金			4,807,922,000	△ 199,630,000	0	4,608,292,000			4,603,689,925	4,603,689,925	0	0	
	1 負担金		4,807,922,000	△ 199,630,000	0	4,608,292,000			4,603,689,925	4,603,689,925	0	0	
		1 市町村負担金	4,783,559,000	△ 192,011,000	0	4,591,548,000			4,591,548,000	4,591,548,000	0	0	
							1 負担金	4,591,548,000	4,591,548,000	4,591,548,000	0	0	
		2 輪番制整備費特別負担金	13,329,000	△ 6,787,000	0	6,542,000			1,939,000	1,939,000	0	0	
							1 病院群輪番制病院設備整備費負担金	6,542,000	1,939,000	1,939,000	0	0	
		3 衛生費特別負担金	7,125,000	△ 111,000	0	7,014,000			7,014,925	7,014,925	0	0	
							1 再生資源分別業務負担金	7,014,000	7,014,925	7,014,925	0	0	
		4 消防費特別負担金	3,909,000	△ 721,000	0	3,188,000			3,188,000	3,188,000	0	0	
							1 消防車両整備費負担金	3,188,000	3,188,000	3,188,000	0	0	
②使用料及び手数料			47,959,000	△ 2,506,000	0	45,453,000			48,474,264	48,474,264	0	0	
	1 使用料		36,131,000	△ 758,000	0	35,373,000			37,003,158	37,003,158	0	0	
		1 衛生使用料	35,147,000	△ 737,000	0	34,410,000			35,932,051	35,932,051	0	0	
							1 火葬場使用料	34,193,000	35,721,300	35,721,300	0	0	
							2 不燃物処理施設使用料	160,000	153,801	153,801	0	0	
							3 し尿処理施設使用料	57,000	56,950	56,950	0	0	
		2 消防使用料	984,000	△ 21,000	0	963,000			1,071,107	1,071,107	0	0	

款	項	目	予算現額						調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計	節						
							区分	金額					
			円	円	円	円		円	円	円	円	円	
							1 消防施設使用料	963,000	1,071,107	1,071,107	0	0	
	2 手数料		11,828,000	△ 1,748,000	0	10,080,000			11,471,106	11,471,106	0	0	
		1 総務手数料	0	0	0	0			10	10	0	0	
							1 総務手数料	0	10	10	0	0	
		2 衛生手数料	6,943,000	△ 1,177,000	0	5,766,000			6,123,306	6,123,306	0	0	
							1 清掃手数料	5,766,000	6,123,306	6,123,306	0	0	
		3 消防手数料	4,885,000	△ 571,000	0	4,314,000			5,347,790	5,347,790	0	0	
							1 消防手数料	3,863,000	4,861,790	4,861,790	0	0	
							2 火薬類手数料	451,000	486,000	486,000	0	0	
③国庫支出金			92,255,000	981,000	0	93,236,000			93,236,000	93,236,000	0	0	
	1 国庫補助金		92,255,000	981,000	0	93,236,000			93,236,000	93,236,000	0	0	
		1 消防費国庫補助金	92,255,000	△ 352,000	0	91,903,000			91,903,000	91,903,000	0	0	
							1 消防費国庫補助金	91,903,000	91,903,000	91,903,000	0	0	
		2 衛生費国庫補助金	0	1,333,000	0	1,333,000			1,333,000	1,333,000	0	0	
							1 清掃費国庫補助金	1,333,000	1,333,000	1,333,000	0	0	
④県支出金			34,721,000	△ 12,873,000	0	21,848,000			12,644,250	12,644,250	0	0	
	1 県補助金		34,721,000	△ 12,873,000	0	21,848,000			12,644,250	12,644,250	0	0	
		1 衛生費県補助金	27,901,000	△ 13,610,000	0	14,291,000			5,087,000	5,087,000	0	0	
							1 保健衛生費県補助金	14,291,000	5,087,000	5,087,000	0	0	

		2 消防費県補助金	6,820,000	737,000	0	7,557,000			7,557,250	7,557,250	0	0	
							1 消防費県補助金	7,557,000	7,557,250	7,557,250	0	0	
⑤財産収入			1,931,000	2,559,000	0	4,490,000			4,567,675	4,567,675	0	0	
	1 財産運用収入		1,887,000	2,559,000	0	4,446,000			4,523,675	4,523,675	0	0	
		1 財産貸付収入	17,000	0	0	17,000			17,800	17,800	0	0	
							1 土地建物貸付収入	17,000	17,800	17,800	0	0	
		2 利子及び配当金	1,870,000	2,559,000	0	4,429,000			4,505,875	4,505,875	0	0	
							1 利子及び配当金	4,429,000	4,505,875	4,505,875	0	0	
	2 財産売払収入		44,000	0	0	44,000			44,000	44,000	0	0	
		2 物品売払収入	44,000	0	0	44,000			44,000	44,000	0	0	
							1 物品売払収入	44,000	44,000	44,000	0	0	
⑥繰越金			1,000	66,048,000	0	66,049,000			66,049,597	66,049,597	0	0	
	1 繰越金		1,000	66,048,000	0	66,049,000			66,049,597	66,049,597	0	0	
		1 繰越金	1,000	66,048,000	0	66,049,000			66,049,597	66,049,597	0	0	
							1 前年度繰越金	66,049,000	66,049,597	66,049,597	0	0	
⑦諸収入			142,528,000	23,101,000	0	165,629,000			170,306,842	170,306,842	0	0	
	1 貸付金元利収入		102,103,000	0	0	102,103,000			102,103,512	102,103,512	0	0	
		1 濃縮水処理施設建設費貸付金元利収入	102,103,000	0	0	102,103,000			102,103,512	102,103,512	0	0	
							1 濃縮水処理施設建設費貸付金元利収入	102,103,000	102,103,512	102,103,512	0	0	
	2 雑入		40,425,000	23,101,000	0	63,526,000			68,203,330	68,203,330	0	0	
		1 雑入	40,425,000	23,101,000	0	63,526,000			68,203,330	68,203,330	0	0	
							1 雑入	63,526,000	68,203,330	68,203,330	0	0	

款	項	目	予算現額						調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計	節 区分	節 金額					
			円	円	円	円		円	円	円	円	円	
⑧組合債			2,316,200,000	15,600,000	0	2,331,800,000			2,326,400,000	2,326,400,000	0	0	
	1 組合債		2,316,200,000	15,600,000	0	2,331,800,000			2,326,400,000	2,326,400,000	0	0	
		1 消防債	2,083,700,000	△ 19,500,000	0	2,064,200,000			2,058,800,000	2,058,800,000	0	0	
							1 消防債	2,064,200,000	2,058,800,000	2,058,800,000	0	0	
		3 総務債	232,500,000	35,100,000	0	267,600,000			267,600,000	267,600,000	0	0	
							2 除却債	267,600,000	267,600,000	267,600,000	0	0	
⑨繰入金			0	118,018,000	0	118,018,000			118,017,209	118,017,209	0	0	
	1 基金繰入金		0	118,018,000	0	118,018,000			118,017,209	118,017,209	0	0	
		1 退職積立基金繰入金	0	118,018,000	0	118,018,000			118,017,209	118,017,209	0	0	
							1 退職積立基金繰入金	118,018,000	118,017,209	118,017,209	0	0	
歳入合計			7,443,517,000	11,298,000	0	7,454,815,000			7,443,385,762	7,443,385,762	0	0	

歳出

款	項	目	予算現額							支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計	節 区分	節 金額		継続費逓次繰越	繰越明許費	事故繰越		
			円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	
① 議会費			1,403,000	△ 100,000	0	0	1,303,000			1,103,933	0	0	0	199,067	
	1 議会費		1,403,000	△ 100,000	0	0	1,303,000			1,103,933	0	0	0	199,067	
		1 議会費	1,403,000	△ 100,000	0	0	1,303,000			1,103,933	0	0	0	199,067	
								1 報酬	564,000	563,496	0	0	0	504	
								8 旅費	56,000	45,400	0	0	0	10,600	
								9 交際費	20,000	0	0	0	0	20,000	
								10 需用費	248,000	244,135	0	0	0	3,865	
								11 役務費	107,000	47,930	0	0	0	59,070	
								12 委託料	308,000	202,972	0	0	0	105,028	
② 総務費			542,685,000	△ 11,261,000	0	835,720	532,259,720			531,340,401	0	0	0	919,319	
	1 総務管理費		542,685,000	△ 11,261,000	0	835,720	532,259,720			531,340,401	0	0	0	919,319	
		1 一般管理費	117,268,000	54,360,000	0	1,037,708	172,665,708			172,665,708	0	0	0	0	
								1 報酬	5,696,342	5,696,342	0	0	0	0	
								2 給料	52,413,200	52,413,200	0	0	0	0	
								3 職員手当等	34,706,398	34,706,398	0	0	0	0	
								4 共済費	19,510,044	19,510,044	0	0	0	0	
								8 旅費	288,653	288,653	0	0	0	0	
								9 交際費	21,000	21,000	0	0	0	0	
								10 需用費	1,455,889	1,455,889	0	0	0	0	
								11 役務費	1,559,508	1,559,508	0	0	0	0	

款	項	目	予算現額							支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計	節 区分	節 金額		継続費逓次繰越	繰越明許費	事故繰越		
			円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	
								12 委託料	4,632,525	4,632,525	0	0	0	0	
								13 使用料及び賃借料	1,094,208	1,094,208	0	0	0	0	
								17 備品購入費	657,800	657,800	0	0	0	0	
								18 負担金、補助及び交付金	4,313,466	4,313,466	0	0	0	0	
								24 積立金	46,307,875	46,307,875	0	0	0	0	
								26 公課費	8,800	8,800	0	0	0	0	
		2 企画調整費	59,094,000	△ 8,759,000	0	△ 513,132	49,821,868			48,915,282	0	0	0	906,586	
								1 報酬	1,708,000	1,706,852	0	0	0	1,148	
								2 給料	11,384,400	11,384,400	0	0	0	0	
								3 職員手当等	6,218,113	6,218,113	0	0	0	0	
								4 共済費	3,627,499	3,627,499	0	0	0	0	
								8 旅費	43,200	43,200	0	0	0	0	
								10 需用費	261,000	249,128	0	0	0	11,872	
								11 役務費	2,338,000	1,895,208	0	0	0	442,792	
								12 委託料	3,723,656	3,274,048	0	0	0	449,608	
								13 使用料及び賃借料	16,027,000	16,025,834	0	0	0	1,166	
								18 負担金、補助及び交付金	589,000	589,000	0	0	0	0	
								24 積立金	3,902,000	3,902,000	0	0	0	0	
		3 施設管理費	366,323,000	△ 56,862,000	0	311,144	309,772,144			309,759,411	0	0	0	12,733	
								2 給料	4,905,600	4,905,600	0	0	0	0	
								3 職員手当等	2,180,244	2,180,244	0	0	0	0	
								4 共済費	1,583,248	1,583,248	0	0	0	0	

								8 旅費	0	0	0	0	0	0	
								10 需用費	612,198	599,465	0	0	0	12,733	
								11 役務費	13,190	13,190	0	0	0	0	
								12 委託料	4,854,314	4,854,314	0	0	0	0	
								13 使用料及び賃借料	429,330	429,330	0	0	0	0	
								14 工事請負費	292,957,000	292,957,000	0	0	0	0	
								18 負担金、補助及び交付金	270,020	270,020	0	0	0	0	
								24 積立金	1,967,000	1,967,000	0	0	0	0	
③ 民生費			59,117,000	△ 7,540,000	0	0	51,577,000			48,036,421	0	0	0	3,540,579	
	1 社会福祉費		59,117,000	△ 7,540,000	0	0	51,577,000			48,036,421	0	0	0	3,540,579	
		1 介護認定審査会費	49,248,000	△ 7,501,000	0	0	41,747,000			38,398,955	0	0	0	3,348,045	
								1 報酬	23,311,000	20,980,480	0	0	0	2,330,520	
								2 給料	4,739,000	4,738,800	0	0	0	200	
								3 職員手当等	5,098,000	4,839,462	0	0	0	258,538	
								4 共済費	3,049,000	2,942,452	0	0	0	106,548	
								7 報償費	40,000	40,000	0	0	0	0	
								8 旅費	543,000	410,000	0	0	0	133,000	
								10 需用費	1,388,400	1,135,330	0	0	0	253,070	
								11 役務費	880,000	654,769	0	0	0	225,231	
								12 委託料	52,000	51,180	0	0	0	820	
								13 使用料及び賃借料	648,000	608,882	0	0	0	39,118	
								18 負担金、補助及び交付金	25,000	24,000	0	0	0	1,000	
								24 積立金	1,967,000	1,967,000	0	0	0	0	
								26 公課費	6,600	6,600	0	0	0	0	
		2 障害認定審査会費	9,869,000	△ 39,000	0	0	9,830,000			9,637,466	0	0	0	192,534	

款	項	目	予算現額							支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計	節 区分	節 金額		継続費逓次繰越	繰越明許費	事故繰越		
			円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	
								1 報酬	6,423,000	6,321,088	0	0	0	101,912	
								3 職員手当等	1,711,000	1,698,468	0	0	0	12,532	
								4 共済費	1,048,000	1,042,134	0	0	0	5,866	
								8 旅費	160,000	158,650	0	0	0	1,350	
								10 需用費	194,000	168,745	0	0	0	25,255	
								11 役務費	122,000	80,823	0	0	0	41,177	
								12 委託料	13,000	9,914	0	0	0	3,086	
								13 使用料及び賃借料	129,000	127,644	0	0	0	1,356	
								18 負担金、補助及び交付金	30,000	30,000	0	0	0	0	
④ 衛生費			1,404,805,000	△ 98,882,000	0	0	1,305,923,000			1,268,994,699	0	0	0	36,928,301	
	1 保健衛生費		160,899,000	△ 21,716,000	0	0	139,183,000			123,711,540	0	0	0	15,471,460	
		1 保健衛生総務費	72,876,000	△ 21,381,000	0	0	51,495,000			37,638,000	0	0	0	13,857,000	
								18 負担金、補助及び交付金	51,445,000	37,638,000	0	0	0	13,807,000	
								22 償還金、利子及び割引料	50,000	0	0	0	0	50,000	
		2 火葬場費	88,023,000	△ 335,000	0	0	87,688,000			86,073,540	0	0	0	1,614,460	
								1 報酬	72,000	72,000	0	0	0	0	
								10 需用費	20,440,307	18,826,525	0	0	0	1,613,782	
								11 役務費	35,000	34,322	0	0	0	678	
								12 委託料	58,925,693	58,925,693	0	0	0	0	
								14 工事請負費	8,195,000	8,195,000	0	0	0	0	
								18 負担金、補助及び交付金	20,000	20,000	0	0	0	0	
	2 清掃費		1,243,906,000	△ 77,166,000	0	0	1,166,740,000			1,145,283,159	0	0	0	21,456,841	

		1 不燃物処理費	511,508,000	△ 41,940,000	0	0	469,568,000			462,712,987	0	0	0	6,855,013	
								1 報酬	14,094,300	14,094,300	0	0	0	0	
								2 給料	25,663,200	25,663,200	0	0	0	0	
								3 職員手当等	20,790,967	20,790,967	0	0	0	0	
								4 共済費	12,521,908	12,521,908	0	0	0	0	
								8 旅費	387,360	382,580	0	0	0	4,780	
								10 需用費	34,138,000	32,430,541	0	0	0	1,707,459	
								11 役務費	639,000	580,427	0	0	0	58,573	
								12 委託料	248,393,000	246,682,102	0	0	0	1,710,898	
								13 使用料及び賃借料	300,640	273,152	0	0	0	27,488	
								14 工事請負費	104,922,625	101,587,200	0	0	0	3,335,425	
								17 備品購入費	1,496,000	1,495,120	0	0	0	880	
								18 負担金、補助及び交付金	293,000	284,490	0	0	0	8,510	
								24 積立金	5,870,000	5,870,000	0	0	0	0	
								26 公課費	58,000	57,000	0	0	0	1,000	
		2 最終処分費	451,225,000	△ 7,436,000	0	0	443,789,000			439,393,867	0	0	0	4,395,133	
								2 給料	4,279,000	4,278,000	0	0	0	1,000	
								3 職員手当等	3,226,000	2,977,711	0	0	0	248,289	
								4 共済費	1,643,000	1,638,541	0	0	0	4,459	
								8 旅費	149,024	148,224	0	0	0	800	
								10 需用費	26,000	23,547	0	0	0	2,453	
								12 委託料	433,362,976	429,224,844	0	0	0	4,138,132	
								18 負担金、補助及び交付金	135,000	135,000	0	0	0	0	
								24 積立金	968,000	968,000	0	0	0	0	
		3 ごみ処理施設建設費	83,402,000	△ 957,000	0	0	82,445,000			76,905,895	0	0	0	5,539,105	

款	項	目	予算現額							支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計	節 区分	節 金額		継続費逓次繰越	繰越明許費	事故繰越		
			円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	
								1 報酬	0	0	0	0	0	0	
								2 給料	33,228,000	33,228,000	0	0	0	0	
								3 職員手当等	21,074,753	19,162,852	0	0	0	1,911,901	
								4 共済費	11,506,247	11,505,399	0	0	0	848	
								7 報償費	20,000	20,000	0	0	0	0	
								8 旅費	391,000	253,500	0	0	0	137,500	
								10 需用費	3,116,000	1,191,382	0	0	0	1,924,618	
								11 役務費	641,000	194,995	0	0	0	446,005	
								12 委託料	4,057,000	3,938,817	0	0	0	118,183	
								13 使用料及び賃借料	1,469,000	468,950	0	0	0	1,000,050	
								18 負担金、補助及び交付金	105,000	105,000	0	0	0	0	
								24 積立金	6,837,000	6,837,000	0	0	0	0	
		4 米子浄化場処理費	197,771,000	△ 26,833,000	0	0	170,938,000			166,270,410	0	0	0	4,667,590	
								1 報酬	9,985,659	9,985,659	0	0	0	0	
								2 給料	9,276,000	9,276,000	0	0	0	0	
								3 職員手当等	9,727,584	9,727,584	0	0	0	0	
								4 共済費	5,524,623	5,524,623	0	0	0	0	
								8 旅費	315,000	314,700	0	0	0	300	
								10 需用費	38,333,134	36,233,234	0	0	0	2,099,900	
								11 役務費	343,000	334,337	0	0	0	8,663	
								12 委託料	39,987,000	38,595,573	0	0	0	1,391,427	
								13 使用料及び賃借料	40,000	39,600	0	0	0	400	

								14 工事請負費	55,308,000	54,142,000	0	0	0	1,166,000	
								18 負担金、補助及び交付金	60,000	60,000	0	0	0	0	
								24 積立金	1,967,000	1,967,000	0	0	0	0	
								26 公課費	71,000	70,100	0	0	0	900	
⑤ 消防費			5,178,124,000	130,866,000	0	0	5,308,990,000			5,262,580,562	0	0	0	46,409,438	
	1 消防費		5,178,124,000	130,866,000	0	0	5,308,990,000			5,262,580,562	0	0	0	46,409,438	
		1 常備消防費	2,782,259,000	170,672,000	0	0	2,952,931,000			2,925,789,751	0	0	0	27,141,249	
								2 給料	1,090,346,024	1,088,880,259	0	0	0	1,465,765	
								3 職員手当等	840,661,976	840,661,976	0	0	0	0	
								4 共済費	372,127,000	371,691,500	0	0	0	435,500	
								7 報償費	469,000	407,000	0	0	0	62,000	
								8 旅費	3,600,220	2,802,071	0	0	0	798,149	
								9 交際費	10,000	0	0	0	0	10,000	
								10 需用費	186,700,130	181,697,851	0	0	0	5,002,279	
								11 役務費	36,859,620	29,222,645	0	0	0	7,636,975	
								12 委託料	80,706,000	70,487,461	0	0	0	10,218,539	
								13 使用料及び賃借料	15,229,780	14,716,421	0	0	0	513,359	
								15 原材料費	156,000	152,595	0	0	0	3,405	
								17 備品購入費	12,265,000	12,196,398	0	0	0	68,602	
								18 負担金、補助及び交付金	21,010,250	20,084,374	0	0	0	925,876	
								24 積立金	290,250,000	290,250,000	0	0	0	0	
								26 公課費	2,540,000	2,539,200	0	0	0	800	
		2 消防施設費	2,395,865,000	△ 39,806,000	0	0	2,356,059,000			2,336,790,811	0	0	0	19,268,189	
								8 旅費	600,000	542,184	0	0	0	57,816	
								10 需用費	47,000	11,880	0	0	0	35,120	

款	項	目	予算現額							支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計	節			継続費逓次繰越	繰越明許費	事故繰越		
								区分	金額						
			円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	
								11 役務費	744,000	164,550	0	0	0	579,450	
								12 委託料	1,360,247,000	1,353,711,700	0	0	0	6,535,300	
								13 使用料及び賃借料	31,000	0	0	0	0	31,000	
								14 工事請負費	645,292,000	633,506,100	0	0	0	11,785,900	
								17 備品購入費	347,998,000	347,754,397	0	0	0	243,603	
								18 負担金、補助及び交付金	1,100,000	1,100,000	0	0	0	0	
⑥ 公債費			247,383,000	△ 1,785,000	0	347,406	245,945,406		.	245,945,406	0	0	0	0	
	1 公債費		247,383,000	△ 1,785,000	0	347,406	245,945,406			245,945,406	0	0	0	0	
		1 元金	238,505,000	0	0	0	238,505,000			238,505,000	0	0	0	0	
								22 償還金、利子及び割引料	238,505,000	238,505,000	0	0	0	0	
		2 利子	8,878,000	△ 1,785,000	0	347,406	7,440,406			7,440,406	0	0	0	0	
								22 償還金、利子及び割引料	7,440,406	7,440,406	0	0	0	0	
⑦ 予備費			10,000,000	0	0	△ 1,183,126	8,816,874			0	0	0	0	8,816,874	
	1 予備費		10,000,000	0	0	△ 1,183,126	8,816,874			0	0	0	0	8,816,874	
		1 予備費	10,000,000	0	0	△ 1,183,126	8,816,874			0	0	0	0	8,816,874	
								30 予備費	8,816,874	0	0	0	0	8,816,874	
歳出合計			7,443,517,000	11,298,000	0	0	7,454,815,000			7,358,001,422	0	0	0	96,813,578	

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

一 般 会 計

区分		金額
		千円
1 歳入総額		7,443,386
2 歳出総額		7,358,001
3 歳入歳出差引額		85,385
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実質収支額		85,385
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

財　産　に　関　す　る　調　書

1　公有財産

土地及び建物

（総　括）

区分	土地（地積）			建物								
				木造（延面積）			非木造（延面積）			延面積計		
	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
土地及び建物	71,042.96	－	71,042.96	100.39	△ 30.39	70.00	34,799.29	655.22	35,454.51	34,899.68	624.83	35,524.51

（行政財産）

区分		土地（地積）			建物								
					木造（延面積）			非木造（延面積）			延面積計		
		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
公用財産	消防施設	10,235.99	－	10,235.99	30.39	△ 30.39	0.00	8,816.79	655.22	9,472.01	8,847.18	624.83	9,472.01
	清掃施設	23,684.91	－	23,684.91	70.00	－	70.00	13,752.00	－	13,752.00	13,822.00	－	13,822.00
公共用財産	厚生福祉施設	0.00	－	0.00	0.00	－	0.00	1,995.76	－	1,995.76	1,995.76	－	1,995.76
合計		33,920.90	－	33,920.90	100.39	△ 30.39	70.00	24,564.55	655.22	25,219.77	24,664.94	624.83	25,289.77

（普通財産）

区分	土地（地積）			建物								
				木造（延面積）			非木造（延面積）			延面積計		
	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
土地	37,122.06	－	37,122.06	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建物	－	－	－	0.00	－	0.00	10,234.74	－	10,234.74	10,234.74	－	10,234.74
合計	37,122.06	－	37,122.06	0.00	－	0.00	10,234.74	－	10,234.74	10,234.74	－	10,234.74

2 重要備品（帳簿価格500万円以上）

区　　分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	備　　考
4トンフックロール車	1	－	1	米子浄化場
普通消防ポンプ自動車	18	－	18	消防各署所
水槽付消防ポンプ自動車	4	－	4	大山消防署・江府消防署・皆生出張所・伯耆出張所
化学消防ポンプ自動車	3	0	3	米子消防署・境港消防署
梯子付消防ポンプ自動車	3	－	3	米子消防署・境港消防署・皆生出張所
救助工作車	3	0	3	境港消防署・江府消防署・皆生出張所
救急自動車	15	0	15	消防局・消防各署所
指揮車	5	－	5	消防局・消防各署
作業車	1	－	1	消防局
水難救助支援車	1	－	1	境港消防署
資機材搬送車	1	－	1	米子消防署
画像探索機	1	－	1	皆生出張所
広報車	3	－	3	米子消防署・大山消防署・皆生出張所
高機能消防指令センター設備	1	△ 1	0	消防局・消防各署所

３ 債　権

区　　分	前年度末現在額	決算年度中増減額	決算年度末現在額
	千円	千円	千円
濃縮水処理施設建設費貸付金	710,941	△ 101,106	609,835

４ 基　金

（1） 財政調整基金

区　　分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
	千円	千円	千円
現　　金	91,987	33,295	125,282

（2） 退職積立基金

区　　分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
	千円	千円	千円
現　　金	1,257,191	208,724	1,465,915

令和７年度

決算に係る主要な施策の説明書

鳥取県西部広域行政管理組合

令和７年度決算に係る主要な施策の説明書　目次

1　議会運営事業 28
2　旧灰溶融施設解体撤去事業..... 29
3　介護認定審査会運営事業 30
4　障害認定審査会運営事業 32
5　病院群輪番制病院助成事業 34
6　火葬場運営事業 37
7　不燃物処理施設運転事業 39
8　不燃物処理施設維持・補修事業 43
9　リチウム蓄電池等を起因とする火災防止対策事業 44
10　最終処分場委託事業 45
11　中間処理施設用地取得事業 47
12　最終処分場測量・地質調査事業 48
13　浄化場運転事業 49
14　浄化場維持・補修事業 51
15　消防庁舎維持管理事業 52
16　火災予防業務事業 53
17　警防活動資格取得事業 54
18　消防指令機器等維持管理事業 55
19　江府消防署移転新築事業 56
20　米子消防署伯耆出張所庁舎大規模改修事業 57
21　境港消防署弓浜出張所庁舎大規模改修事業 58
22　消防車両更新事業（補助事業） 59
23　消防車両更新事業 60
24　高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業 61
25　高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る構築監理支援事業 62
26　起債償還元金 63
27　退職積立基金積立金 64

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２３３条第５項の規定により、令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合決算に係る主要な施策の成果について、別紙のとおり報告する。

令和８年１１月２７日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊木隆司

事業名	議会運営事業	現年事業	会計室（議会担当）

款	1	議会費	令和 7 年度当初予算額	822 千円
項	1	議会費	最終予算額	719 千円
目	1	議会費	令和 7 年度決算額	540 千円

区分		令和 7 年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	0 千円
	その他	0 千円
	一般財源	540 千円

令和 6 年度決算額	621 千円

令和 8 年度予算額	846 千円

【決算の概要】

1　事業の概要

議会運営のために必要な事務全般及び本会議等の会議録の作成を行う。

2　事業の成果

議会の出席に係る費用弁償、資料作成及び資料送付など、議会運営のために必要な事務を行った。

また、会議録音データ反訳業務は、障害福祉サービス提供事業所への優先調達により、会議録を作成した。

⑴　議会運営に必要な事務経費　　337 千円

⑵　会議録音データ反訳業務委託料　　203 千円

3　今後の課題・方向性

議会運営のために必要な経費であり、今後も引き続き行う。

事業名	旧灰溶融施設解体撤去事業	現年事業	事務局　総務課

款	2	総務費	令和７年度当初予算額	346,314 千円
項	1	総務管理費	最終予算額	297,390 千円
目	3	施設管理費	令和７年度決算額	297,390 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	267,600 千円
	その他	252 千円
	一般財源	29,538 千円

令和６年度決算額	21,299 千円

令和８年度予算額	632,401 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

活用の見込みがなく不要となった旧灰溶融施設（エコスラグセンター）の建物及び設備について、適切かつ安全に解体撤去する。

２　事業の成果

地元住民等に対し、工事内容を説明した上で、適切な環境・安全対策による解体撤去工事及び施工監理業務に着手した。（工期：令和７年８月 22 日～令和９年２月 26 日）

⑴　旧灰溶融施設解体撤去工事　915,490 千円

（R7 年度：292,957 千円、R8 年度：622,533 千円）

⑵　旧灰溶融施設解体撤去工事施工監理業務　14,300 千円

（R7 年度：4,433 千円、R8 年度：9,867 千円）

○工事進捗率（令和８年３月 17 日時点）36.0％

３　今後の課題・方向性

地元住民等に対し、工事の進捗状況を周知しながら、適切な環境・安全対策による工事を進め、令和８年度の工事完了を目指す。

事業名	介護認定審査会運営事業	現年事業	事務局総務課

款	3	民生費	令和7年度当初予算額	31,101千円
項	1	社会福祉費	最終予算額	30,023千円
目	1	介護認定審査会費	令和7年度決算額	26,939千円

区分		令和7年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0千円
	地方債	0千円
	その他	102千円
	一般財源	26,837千円

令和6年度決算額	26,972千円

令和8年度予算額	31,206千円

【決算の概要】

1　事業の概要

西部圏域における要介護（要支援）認定の公平性・中立性・統一性を確保するため、保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成する「介護認定審査会」を設置し、審査判定（二次判定）事務を行う。

2　事業の成果

令和7年度の審査会運営状況等は、次のとおりである。

【審査会の運営状況】

審査判定件数	11,743件
延合議体開催回数	279回
1合議体あたりの平均審査件数	42.1件

3　今後の課題・方向性

介護認定審査会の効率的な運営のため、構成市町村等と連携し、ＤＸ活用等による審査会事務及び運営方法の見直しについて検討を行う。

令和７年度の介護認定審査会の運営状況等

① 市町村別審査判定件数

市町村名	令和７年度		令和６年度	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
米子市	6,824	58.1	6,724	58.6
境港市	1,967	16.8	1,879	16.4
日吉津村	126	1.1	115	1.0
大山町	886	7.5	902	7.9
南部町	596	5.1	538	4.7
伯耆町	508	4.3	506	4.4
日南町	396	3.4	368	3.2
日野町	232	2.0	230	2.0
江府町	208	1.8	209	1.8
合　計	11,743	100.0	11,471	100.0

※　割合は、小数点以下第２位を四捨五入して表示しているため、合計が 100%とならない。

② 延合議体開催回数

区分	令和７年度	令和６年度
開催回数	279 回	279 回

③ １合議体当たりの平均審査件数

区分	令和７年度	令和６年度
平均審査件数	42.1 件	41.1 件

（参考）鳥取県介護保険審査会における不服申立件数

（要介護認定に関する処分に対する不服申立で西部圏域に係るもの）

区分	令和７年度	令和６年度
不服申立件数	0 件	0 件

事業名	障害認定審査会運営事業	現年事業	事務局　総務課

款	3	民生費	令和７年度当初予算額	9,794 千円
項	1	社会福祉費	最終予算額	9,757 千円
目	2	障害認定審査会費	令和７年度決算額	9,579 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	0 千円
	その他	266 千円
	一般財源	9,313 千円

令和６年度決算額	9,214 千円

令和８年度予算額	9,831 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

西部圏域における障害支援区分認定等の公平性・中立性・統一性を確保するため、障害保健福祉の学識経験者で構成する「市町村審査会」を設置し、身体・知的・精神の３障害及び難病等の審査判定（二次判定）事務を行う。

２　事業の成果

令和７年度の審査会の運営状況等は、次のとおりである。

【審査会の運営状況】

審査判定件数	744 件
延合議体開催回数	28 回
１合議体あたりの平均審査件数	26.6 件

３　今後の課題・方向性

障害認定審査会の効率的な運営のため、構成市町村等と連携し、ＤＸ活用等による審査会事務及び運営方法の見直しについて検討を行う。

令和７年度の障害認定審査会の運営状況等

① 市町村別審査判定件数

市町村名	令和７年度		令和６年度	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
米子市	461	62.0	461	59.8
境港市	95	12.8	122	15.8
日吉津村	14	1.9	12	1.6
大山町	57	7.7	50	6.5
南部町	34	4.6	53	6.9
伯耆町	44	5.9	35	4.5
日南町	22	3.0	18	2.3
日野町	8	1.1	8	1.0
江府町	9	1.2	12	1.6
合　計	744	100.0	771	100.0

※　審査判定件数には、訓練等給付費支給に係る更新審査（17件）を含む。
※　割合は、小数点以下第２位を四捨五入して表示しているため、合計が100%とならない。

② 障害種別審査判定件数

障害種別	令和７年度	令和６年度
身体	174件	232件
知的	330件	393件
精神	313件	210件
難病等	9件	7件

※　重複障害の場合は、各障害に件数を計上しているため①市町村別審査判定件数の合計と一致しない。

③ 延合議体開催回数

区分	令和７年度	令和６年度
開催回数	28回	26回

④ １合議体当たりの平均審査件数

区分	令和７年度	令和６年度
平均審査件数	26.6件	29.7件

（参考）鳥取県障害者介護給付費等不服審査会における不服申立件数

（障害支援区分に関する処分に対する不服申立で西部圏域に係るもの）

区分	令和７年度	令和６年度
不服申立件数	0件	0件

事業名	病院群輪番制病院助成事業	現年事業	事務局　総務課

款	4	衛生費	令和７年度当初予算額	72,876 千円
項	1	保健衛生費	最終予算額	51,495 千円
目	1	保健衛生総務費	令和７年度決算額	37,638 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	5,087 千円
	地方債	0 千円
	その他	1,939 千円
	一般財源	30,612 千円

令和６年度決算額	45,420 千円

令和８年度予算額	76,799 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

夜間及び休日における中等の救急患者や小児の救急患者の医療を確保することを目的として、二次救急医療を担う病院群輪番制に参加する病院を対象に、その運営や設備整備に対する補助金を交付する。

２　事業の成果

病院群輪番制に参加する病院へ補助を行うことにより、圏域内の救急医療体制の確保を図った。

⑴　病院群輪番制病院運営事業補助金　　30,007 千円（８病院）

⑵　病院群輪番制病院小児救急医療支援事業補助金　　1,814 千円（２病院）

⑶　病院群輪番制病院設備整備事業補助金　　5,817 千円（３病院）

３　今後の課題・方向性

病院群輪番制に参加する病院に継続して支援を行い、圏域内の救急医療の確保及び医療体制の充実を図る。

病院群輪番制病院助成事業の実施状況

１　病院群輪番制病院運営事業及び設備整備事業

病院群輪番制病院運営事業に参加する８病院に対する補助金交付状況及び輪番制当番日における診療患者数は次のとおりである。

①　補助金交付状況　［単位：千円］

病院名	当番日数	運営費補助金	設備整備費補助金	病院名	当番日数	運営費補助金	設備整備費補助金
博愛病院	106	3,275	1,164	米子医療センター	115	3,663	－
日野病院	113	4,013	－	西伯病院	108	3,836	－
高島病院	108	3,836	1,605	山陰労災病院	107	3,748	－
済生会境港総合病院	108	3,836	3,048	日南病院	107	3,800	－
				合　計	872	30,007	5,817

②　市町村別患者数　［単位：人］

病院名	米子市	境港市	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江府町	圏域外	合計
博愛病院	449	20	2	16	7	13	1	0	4	43	555
日野病院	2	1	0	0	0	14	21	46	35	11	130
高島病院	600	50	1	35	28	19	1	2	1	40	777
済生会境港総合病院	67	354	0	3	0	1	1	0	0	52	478
米子医療センター	874	83	23	107	55	72	9	5	17	154	1,399
西伯病院	15	2	0	2	69	10	3	0	1	9	111
山陰労災病院	911	113	37	90	48	63	10	4	11	126	1,413
日南病院	2	0	0	0	0	0	59	2	1	6	70
合　計	2,920	623	63	253	207	192	105	59	70	441	4,933

２　小児救急医療支援事業

小児救急医療支援事業に参加する２病院に対する補助金交付状況及び輪番制当番日における診療患者数は次のとおりである。

①　補助金交付状況　　［単位：千円］

病院名	当番日数	補助金
米子医療センター	54	1,420
山陰労災病院	15	394
合　計	69	1,814

②　市町村別患者数　　［単位：人］

病院名	米子市	境港市	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江府町	圏域外	合計
米子医療センター	422	59	12	33	20	37	9	1	3	89	685
山陰労災病院	561	115	21	67	42	35	6	2	6	88	943
合　計	983	174	33	100	62	72	15	3	9	177	1,628

事業名	火葬場運営事業	現年事業	事務局施設管理課

款	4	衛生費	令和7年度当初予算額	77,931千円
項	1	保健衛生費	最終予算額	78,993千円
目	2	火葬場費	令和7年度決算額	77,809千円

区分		令和7年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0千円
	地方債	0千円
	その他	37,545千円
	一般財源	40,264千円

令和6年度決算額	79,848千円

令和8年度予算額	80,035千円

【決算の概要】

1　事業の概要

予約受付、火葬場の使用許可及び火葬許可を受けた遺体等の火葬（焼却）業務を行うために、施設の適正な運営管理を行う。

2　事業の成果

桜の苑の指定管理者である東亜・宮本グループが、施設利用者の宗教的感情に配慮するとともに、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく火葬業務を行い、施設を適切に運営管理した。

⑴　指定管理料　　57,000千円

3　今後の課題・方向性

桜の苑は圏域内で唯一の火葬場であり、圏域内住民にとっては必要不可欠な施設である。引き続き施設利用者の宗教的感情に配慮するとともに、公衆衛生に支障がないよう指定管理者を監督し、火葬場の運営管理を行っていく。

【資料】桜の苑の施設利用状況

① 市町村別火葬件数

市町村	令和７年度				令和６年度			
	利用数（体）				利用数（体）			
	死体	死産児	遺骸	計	死体	死産児	遺骸	計
米子市	1,842	16	76	1,934	1,918	15	57	1,990
日吉津村	42	0	0	42	41	0	0	41
大山町	278	3	2	283	315	1	3	319
南部町	153	0	6	159	171	0	0	171
伯耆町	158	0	2	160	174	2	2	178
日南町	101	0	0	101	117	0	1	118
日野町	58	0	0	58	65	0	0	65
江府町	46	0	0	46	57	0	1	58
圏域内	2,678	19	86	2,783	2,858	18	64	2,940
圏域外	38	0	0	38	39	4	0	43
合計	2,716	19	86	2,821	2,897	22	64	2,983

② その他の利用状況

産汚物等		生体分離肢体(件)	系統解剖遺体		霊安室（件）
件数（件）	重量（kg）		主部（件）	残部（件）	
23	407	23	37	41	30

事業名	不燃物処理施設運転事業	現年事業	事務局施設管理課

款	4	衛生費	令和 7 年度当初予算額	278,031 千円
項	2	清掃費	最終予算額	260,152 千円
目	1	不燃物処理費	令和 7 年度決算額	258,375 千円

区分		令和 7 年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	0 千円
	その他	13,453 千円
	一般財源	244,922 千円

令和 6 年度決算額	246,218 千円

令和 8 年度予算額	274,147 千円

【決算の概要】

1　事業の概要

構成市町村から排出される一般廃棄物のうち、処理対象ごみ（資源ごみ、不燃ごみ、不燃粗大ごみ、ペットボトル）及び再生用資源ごみ（古紙類、生きびん）の処理、再資源化を行うために、不燃物処理施設（リサイクルプラザ）の適正な運転管理を行う。

2　事業の成果

処理対象ごみ 3,975.6 トン､再生用資源ごみ(古紙類 1,903.0 トン及び生きびん 1,089 本）を処理し、処理対象ごみから 1,809.1 トン（45.5%)、再生用資源ごみは全量を資源化した。また、資源化した有価物の売払収入は 63,171 千円であった。

3　今後の課題・方向性

令和 9 年度以降は、指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウのもと、効率的な管理運営を行うことで、経費削減とサービスの安定提供の実現を図る。

次期施設の供用開始（令和 19 年度予定）までの施設の運営方法について、老朽化が進む施設の安全性の確保と修繕・更新費用などの費用対効果を精査し、最適な運営方法を決定する。

【資料】不燃物処理施設運転事業

令和７年度事業の実施状況

① 処理対象ごみの搬入状況

市町村	令和７年度		令和６年度		対前年度
	搬入量（ｔ）	構成比（%）	搬入量（ｔ）	構成比（%）	増減率（%）
米子市	2,935.5	73.8	3,087.5	74.3	△ 4.9
日吉津村	62.9	1.6	60.7	1.5	3.6
大山町	311.7	7.8	305.4	7.4	2.1
南部町	206.9	5.2	216.9	5.2	△ 4.6
伯耆町	239.4	6.0	242.2	5.8	△ 1.2
日南町	110.3	2.8	123.1	3.0	△ 10.4
日野町	47.5	1.2	54.3	1.3	△ 12.5
江府町	61.4	1.5	64.2	1.6	△ 4.4
合　計	3,975.6	100.0	4,154.3	100.0	△ 4.3

※　端数処理により、合計と内訳の計が一致しない。

② 再生用資源ごみ（古紙類）の搬入状況

市町村	令和７年度		令和６年度		対前年度
	搬入量（ｔ）	構成比（%）	搬入量（ｔ）	構成比（%）	増減率（%）
米子市	1,192.7	62.7	1,324.5	63.6	△ 10.0
日吉津村	67.8	3.6	72.0	3.5	△ 5.8
大山町	215.4	11.3	231.5	11.1	△ 7.0
南部町	107.7	5.7	114.5	5.5	△ 5.9
伯耆町	153.5	8.1	165.8	8.0	△ 7.4
日南町	87.9	4.6	91.5	4.4	△ 3.9
日野町	17.8	0.9	15.6	0.8	14.1
江府町	60.3	3.2	66.1	3.2	△ 8.8
合　計	1,903.0	100.0	2,081.6	100.0	△ 8.6

※　端数処理により、合計と内訳の計が一致しない。

③ 再生用資源ごみ（生きびん）の搬入状況

市町村	令和7年度		令和6年度		対前年度増減率
	搬入量（本）	構成比（%）	搬入量（本）	構成比（%）	（%）
米子市	0	0.0	0	0.0	―
日吉津村	0	0.0	0	0.0	―
大山町	419	38.5	529	36.0	△ 20.8
南部町	219	20.1	472	32.1	△ 53.6
伯耆町	451	41.4	468	31.9	△ 3.6
日南町	0	0.0	0	0.0	―
日野町	0	0.0	0	0.0	―
江府町	0	0.0	0	0.0	―
合　計	1,089	100.0	1,469	100.0	△ 25.9

④ 処理対象ごみ及び再生用資源ごみの資源化状況

項目	令和7年度		令和6年度	
	回収量	資源化率	回収量	資源化率
処理対象ごみ	1,809.1ｔ	45.5%	1,852.0ｔ	44.6%
古紙類	1,903.0ｔ	100.0%	2,081.6ｔ	100.0%
生きびん	1,089本	100.0%	1,469本	100.0%

⑤ 再生用有価物売払実績

種　別	令和7年度		令和6年度		比較	
	売払量	売払額（円）	売払量	売払額（円）	売払量	売払額（円）
古紙類	1,903.0ｔ	8,098,968	2,081.6ｔ	8,921,510	△178.6ｔ	△822,542
生きびん	1,089本	2,123	1,469本	2,945	△380本	△822
金属類	879.3ｔ	28,852,985	914.4ｔ	26,487,736	△35.1ｔ	2,365,249
ガラス類	0ｔ	0	413.1ｔ	4,546	△413.1ｔ	△4,546
ペットボトル	371.5ｔ	26,217,085	380.5ｔ	21,439,902	△9.0ｔ	4,777,183
合　計	―	63,171,161	―	56,856,639	―	6,314,522

⑥ 不燃物残さの処理について

ア　最終処分量　［単位：ｔ］

項　　目		令和 7 年度	令和 6 年度
不燃物残さ	カレット残さ	230.4	285.9
	砂残さ	696.8	788.6
	プラスチック残さ	705.6	672.8
合　　計		1,632.8	1,747.3

イ　外部処理量　［単位：ｔ］

項　　目	令和 7 年度	令和 6 年度
不燃物残さ(ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ残さ)	666.7	667.6

（参考）不燃残さ外部処理業務（不燃物残さ（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ残さ）処理委託料）

業務	単価	数量	決算額(千円)
処理業務	10 ㎏当たり 385 円	（Ａ）666.7t	25,668
収集運搬業務	1 台当たり 22,000 円	381 台	8,382
合　　計	－	－	（Ｂ）34,050

※　1t 当たりの外部処理単価　＝　Ｂ　÷　Ａ　＝　51 千円

⑦ 不燃物処理施設運転事業に係る主な委託業務

主な事業	決算額（千円）
不燃ごみ等選別業務	78,870
不燃物残さ運搬業務	30,250
中央操作室運転管理等業務	29,370
再生資源分別等業務	56,742

⑧ リチウムイオン蓄電池等を含む小型家電の除去量及び処理委託料

項目		令和 7 年度	令和 6 年度
使用済小型家電	除去量	16,872 kg	15,810 kg
	処理委託料	335 千円	314 千円

事業名	不燃物処理施設維持・補修事業	現年事業	事務局施設管理課

款	4	衛生費	令和 7 年度当初予算額	92,116 千円
項	2	清掃費	最終予算額	84,485 千円
目	1	不燃物処理費	令和 7 年度決算額	82,939 千円

区分		令和 7 年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	0 千円
	その他	63,171 千円
	一般財源	19,768 千円

令和 6 年度決算額	103,244 千円

令和 8 年度予算額	128,803 千円

【決算の概要】

1　事業の概要

不燃物処理施設（リサイクルプラザ）の安定的な継続稼働及び機能維持を目的とした維持・補修を行う。

2　事業の成果

設備等の安定稼働ため、下記の維持補修工事を行った。

⑴　中央監視システム等補修工事　　31,075 千円
⑵　搬送設備補修工事　　25,704 千円
⑶　回転式破砕機主要部補修工事　　10,884 千円
⑷　回転式破砕機副部補修工事　　5,246 千円
⑸　油脂類交換工事　　4,458 千円

3　今後の課題・方向性

令和９年度以降は、指定管理者制度を導入し、施設及び機器の維持補修についても、運転管理と併せ民間事業者のノウハウのもと、施設の運転状況や機器の損耗状況に応じた補修等を適切に行う。

事業名	リチウム蓄電池等を起因とする火災防止対策事業	現年事業	事務局施設管理課

款	4	衛生費	令和７年度当初予算額	41,954 千円
項	2	清掃費	最終予算額	23,329 千円
目	1	不燃物処理費	令和７年度決算額	21,329 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	0 千円
	その他	0 千円
	一般財源	21,329 千円

令和６年度決算額	0 千円

令和８年度予算額	0 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

リサイクルプラザに搬入される不燃ごみに混入するリチウム蓄電池等を起因とする火災による施設の損害を防止するため消火設備等の整備を行う。

２　事業の成果

火災発生時の早期検知、早期消火及び延焼防止を目的として、熱監視カメラ及び泡消火設備を新設し、炎検知器、煙検知器及び消火用散水ノズルの増設を行った。

⑴　火災対策工事　　21,329 千円

３　今後の課題・方向性

現在実施している構成市町村の委託収集車両を対象とした半年に１回の展開検査や、その結果の情報提供等を通じた構成市町村へ適切な分別の指導・措置の依頼のほか、施設搬入者や見学者への啓発を引き続き継続していく。

あわせて、構成市町村に対して新たな分別区分（有害ごみ等）による分別回収の実施を依頼するなど、継続的な広報紙への掲載等の広報・啓発活動や情報提供を通じて、施設へのリチウム蓄電池の持ち込み削減に向けた取組を継続し、火災の発生抑制を図る。

事業名	最終処分場委託事業	現年事業	事務局施設管理課

款	4	衛生費	令和 7 年度当初予算額	441,137 千円
項	2	清掃費	最終予算額	433,358 千円
目	2	最終処分費	令和 7 年度決算額	429,220 千円

区分		令和 7 年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	0 千円
	その他	102,103 千円
	一般財源	327,117 千円

令和 6 年度決算額	430,661 千円

令和 8 年度予算額	585,571 千円

【決算の概要】

1　事業の概要

不燃物処理施設（リサイクルプラザ）及び構成市町村の施設で処理を行った一般廃棄物の最終処分について、最終処分に関する協定を締結している民間業者（以下「委託業者」という。）が設置した最終処分場において、適正に埋立処分する。

2　事業の成果

一般廃棄物の最終処分の委託

・　委託業者に委託し、適正に一般廃棄物の埋立処分を行った。

・　将来の最終処分場の廃止に向け、浸出水中の塩分濃度の低減を図るため濃縮水を処理し、発生した固化物の外部処理を行った。

⑴　最終処分等業務委託料　　427,952 千円

3　今後の課題・方向性

令和 13 年度の埋立完了に向け埋立量を管理し、適正な残余容量を確保するとともに、将来の最終処分場の廃止に向け適切な維持管理が図れるよう、委託業者を指導監督していく。

なお、濃縮水固化物の発生量が計画値を下回っていることについては、埋立物に含まれる塩分を速やかに排出できるよう処分場内のシートの撤去を行い、雨水の浸透の促進を図っており、引き続き今後の動向を注視していく。

次期施設の供用開始（令和 19 年度予定）までの一般廃棄物の最終処分について、適正な処分体制を維持しつつ経費の削減が図れるよう、費用対効果を精査し、最適な方法を決定する。

【資料】最終処分場委託事業

①最終処分場への搬入実績　［単位：ｔ］

項　　目	令和７年度	令和６年度
ダスト固化物	0.0	0.0
不燃物残さ	1,900.2	1,998.6
土砂・ガレキ	0.0	0.0
合　　計	1,900.2	1,998.6

②最終処分場の埋立実績及び残余容量　［単位：㎥］

項　　目	令和７年度	令和６年度
埋立量	4,036	3,624
年度末残余容量	67,802	71,838
正味残余容量	29,752	33,788

※正味残余容量＝年度末残余容量－今後築堤土量(12,550㎥)－最終覆土量(25,500㎥)

③濃縮水処理施設の稼働実績　［単位：ｔ］

項　　目	令和７年度	令和６年度
濃縮水固化物外部処理量	180.4	205.7
（計画値）	(550.0)	(550.0)

事業名	中間処理施設用地取得事業	現年事業	事務局ごみ処理施設整備課

款	4	衛生費	令和７年度当初予算額	1,875 千円
項	2	清掃費	最終予算額	1,875 千円
目	3	ごみ処理施設建設費	令和７年度決算額	282 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	0 千円
	その他	0 千円
	一般財源	282 千円

令和６年度決算額	0 千円

令和８年度予算額	3,909 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

中間処理施設建設候補地の関係住民等に対する施設整備概要の説明や先進地視察を行う。

２　事業の成果

建設候補地周辺住民を対象とした意見交換会を実施するとともに、農業関係者を対象とした先進地視察を行い、令和８年２月６日に関係４自治会（彦名８区、９区、９区－１及び 10 区自治会）から新たな中間処理施設の整備について同意を得た。

なお、関係４自治会を対象とした先進地視察については令和７年度は未実施となったため、当該視察に係る予算額 1,181 千円は未執行となった。

⑴　農業関係者を対象とした先進地視察

ア　視察先等：今治市クリーンセンター（参加者 10 人）282 千円

イ　実施日：令和７年９月 18 日

３　今後の課題・方向性

新しい中間処理施設の整備について、関係４自治会を対象とした先進地視察等の実施により、施設整備に対する理解を推進し、建設事業を円滑かつ着実に推進する。また、建設候補地の用地取得に必要となる不動産鑑定及び補償調査を実施する。

事業名	最終処分場測量・地質調査事業	現年事業	事務局ごみ処理施設整備課

款	4	衛生費	令和７年度当初予算額	0 千円
項	2	清掃費	最終予算額	4,056 千円
目	3	ごみ処理施設建設費	令和７年度決算額	3,942 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	1,333 千円
	地方債	0 千円
	その他	0 千円
	一般財源	2,609 千円

令和６年度決算額	0 千円

令和８年度予算額	163,504 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

最終処分場の整備に向けて、施設基本設計等に反映するため、建設候補地の地形測量及び取得する建設用地を確定するための用地測量を行う。

２　事業の成果

令和７年度は登記情報等の資料収集を行い、建設候補地及び周辺の土地権利状況の図面等を作製した。（測量業務の契約期間は令和７年度から令和８年度まで）

⑴　一般廃棄物最終処分場建設候補地測量業務委託　3,886 千円

３　今後の課題・方向性

引き続き、施設基本設計等に必要な現況地形図の作成及び建設候補地の用地取得に向けた境界の確定などの用地測量を進めるとともに、施設整備に必要な地盤条件を把握するための地質調査を実施する。

事業名	浄化場運転事業	現年事業	事務局施設管理課

款	4	衛生費	令和7年度当初予算額	101,140千円
項	2	清掃費	最終予算額	89,524千円
目	4	米子浄化場処理費	令和7年度決算額	86,875千円

区分		令和7年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0千円
	地方債	0千円
	その他	34千円
	一般財源	86,841千円

令和6年度決算額	89,922千円

令和8年度予算額	106,225千円

【決算の概要】

1　事業の概要

構成市町村から搬入されるし尿及び浄化槽に係る汚泥（以下「し尿等」という。）の処理を行うため、し尿処理施設（米子浄化場）の適正な運転管理を行う。

2　事業の成果

搬入されたし尿等（し尿7,507kℓ、浄化槽に係る汚泥29,822kℓ）の処理を適切に行った。

⑴　光熱水費（電気料金）　24,990千円

⑵　脱水汚泥資源化業務委託料　27,050千円

3　今後の課題・方向性

米子浄化場は令和14年度から米子市下水道施設へ機能を集約し、浄化場の稼働を停止する予定としている。

令和9年度以降は、包括的民間委託により、民間事業者の専門技術やノウハウを活用した管理運営を行っていくことで施設稼働停止までの安定・安全な運転を行う。

【資料】米子浄化場へのし尿等搬入状況

市町村名	令和７年度搬入量（kℓ）			令和6年度搬入量（kℓ）	対前年度増減率（%）
	し尿	浄化槽汚泥	合計		
米子市	5,798.2	21,617.1	27,415.3	28,859.4	△5.0
日吉津村	48.0	876.1	924.1	888.3	4.0
大山町	749.4	2,389.3	3,138.7	3,044.0	3.1
南部町	382.0	2,352.5	2,734.5	2,759.2	△0.9
伯耆町	529.3	2,587.1	3,116.4	3,239.3	△3.8
合計	7,506.9	29,822.1	37,329.0	38,790.2	△3.8
１日平均搬入量（kℓ/日）	20.6	81.7	102.3	106.3	△3.8
処理能力に対する搬入量割合（%）			70.6	73.3	

事業名	浄化場維持・補修事業	現年事業	事務局施設管理課

款	4	衛生費	令和7年度当初予算額	74,327千円
項	2	清掃費	最終予算額	57,915千円
目	4	米子浄化場処理費	令和7年度決算額	55,920千円

区分		令和7年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0千円
	地方債	0千円
	その他	0千円
	一般財源	55,920千円

令和6年度決算額	67,499千円

令和8年度予算額	76,309千円

【決算の概要】

1　事業の概要

浄化場の安定的な稼働及び機能維持を目的とした維持・補修を行う。

2　事業の成果

設備等の安定稼働ため、下記の維持補修工事を行った。

⑴　脱水設備補修工事　19,060千円
⑵　前処理設備補修工事　8,753千円
⑶　ロータリーアトマイザーほか補修工事　12,430千円
⑷　スクリュー定量ポンプ補修工事　7,966千円

3　今後の課題・方向性

米子浄化場は令和14年度から米子市下水道施設へ機能を集約し、浄化場の稼働を停止する予定としている。

令和9年度以降は、包括的民間委託により、施設及び機器の維持補修についても運転管理と併せ、民間事業者の専門技術やノウハウを活用した維持補修等を適切に行う。

事業名	消防庁舎維持管理事業	現年事業	消防局総務課

款	5	消防費	令和７年度当初予算額	49,803 千円
項	1	消防費	最終予算額	50,446 千円
目	1	常備消防費	令和７年度決算額	48,807 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	0 千円
	その他	1,512 千円
	一般財源	47,295 千円

令和６年度決算額	53,595 千円

令和８年度予算額	52,456 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

安定した消防活動を行うことを目的に、消防局が管理する庁舎（11 庁舎及び３無線基地局）及び付帯設備の維持管理（光熱水費、修繕、点検等）を行う。

２　事業の成果

消防局が管理する庁舎等を適宜修繕、点検及び検査を実施することにより、延命化及び適正な維持管理を図ることができた。

⑴　庁舎等修繕　　4,702 千円
⑵　点検及び検査　　669 千円
⑶　保守管理委託　　7,282 千円
⑷　光熱水費　　32,191 千円

３　今後の課題・方向性

今後も迅速かつ安定した消防活動体制の維持を図るため、消防局が管理する庁舎等の適正な維持管理を行う。

事業名	火災予防業務事業	現年事業	消防局予防課

款	5	消防費	令和7年度当初予算額	1,550千円
項	1	消防費	最終予算額	1,544千円
目	1	常備消防費	令和7年度決算額	1,543千円

区分		令和7年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0千円
	地方債	0千円
	その他	99千円
	一般財源	1,444千円

令和6年度決算額	1,759千円

令和8年度予算額	946千円

【決算の概要】

1　事業の概要

地域住民の安心安全を確保することを目的に、建物の防火管理指導、火災予防広報及び火災原因調査など、火災予防業務を適正に実施するため、資機材・消耗品の整備、広報リーフレットの作成を行う。また、防火関係団体の火災予防啓発活動を支援し、地域住民の防火意識の高揚を図る。

2　事業の成果

火災予防業務に係る資機材の更新、広報リーフレットの作成、消耗品等を整備し、適正かつ円滑に業務を実施した。また、防火関係団体の火災予防啓発活動を適正に支援し、地域住民の防火意識の高揚を図った。

⑴　資機材等の整備　　1,223千円
⑵　広報リーフレットの作成　　116千円
⑶　防火関係団体の支援　　38千円

3　今後の課題・方向性

デジタル技術の活用を積極的に取り入れ、火災予防業務の利便性の向上と効率化を推進する。また、効果的な広報活動を実施するため、実効性のあるリーフレット等を作成する。

事業名	警防活動資格取得事業	現年事業	消防局警防課

款	5	消防費	令和７年度当初予算額	13,681 千円
項	1	消防費	最終予算額	13,456 千円
目	1	常備消防費	令和７年度決算額	13,300 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	98 千円
	地方債	0 千円
	その他	0 千円
	一般財源	13, 202 千円

令和６年度決算額	13,828 千円

令和８年度予算額	16,105 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

警防活動（消防・救急・救助）に必要不可欠な資格及び免許を計画的に取得させ、警防体制の維持継続を図る。

２　事業の成果

警防活動に必要となる法令等に定められた資格及び免許を取得し、警防体制の維持継続を図ることができた。

種類	人数	決算額
小型船舶免許	新規４名　更新３名　再交付２名	275 千円
救急救命士	資格取得９名（救急救命士４名、気管挿管４名、指導救命士１名）	9,919 千円
自動車運転免許	大型免許４名　中型免許５名	1,876 千円
小型移動式クレーン	新規４名	106 千円
玉掛け技能	新規２名	52 千円
運転適性検査指導者	新規１名	194 千円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	新規４名	75 千円
車両系建設機械運転技術	新規２名	229 千円

３　今後の課題・方向性

有資格者の育成・充実により、安全で円滑な警防活動及び業務を実施する。また、有資格者による伝達研修及び指導により、隊員個々の資質の向上を図り、組織全体の災害対応能力を強化する。

事業名	消防指令機器等維持管理事業	現年事業	消防局指令課

款	5	消防費	令和７年度当初予算額	77,395 千円
項	1	消防費	最終予算額	77,125 千円
目	1	常備消防費	令和７年度決算額	61,524 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	0 千円
	その他	0 千円
	一般財源	61,524 千円

令和６年度決算額	78,190 千円

令和８年度予算額	17,971 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線、付帯システムを安定継続利用するため維持管理を行う。

２　事業の成果

維持管理に必要な修繕及び保守管理委託を行うことで指令システム及び消防救急無線システム等の継続的な安定稼働に努め、円滑な指令業務を遂行した。

⑴　専用回線使用料　8,553 千円
（署所端末装置専用線等）

⑵　保守管理委託料　49,612 千円
（高機能消防指令センター、消防救急無線、多重無線）

⑶　システム委託料　235 千円
（多言語通訳システム、Net１１９緊急通報システム）

⑷　発信地表示システム使用料　712 千円

３　今後の課題・方向性

今後も機器及びシステムの適正な維持管理に努める。

事業名	江府消防署移転新築事業	現年事業	消防局総務課

款	5	消防費	令和７年度当初予算額	573,058 千円
項	1	消防費	最終予算額	560,586 千円
目	2	消防施設費	令和７年度決算額	553,022 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	439,900 千円
	その他	0 千円
	一般財源	113,122 千円

令和６年度決算額	134,911 千円

令和８年度予算額	0 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

災害対策の拠点となる消防庁舎（江府消防署）の老朽化が進んでいること、さらに現地区が土砂災害特別警戒区域内となっており、大雨や台風による被害が懸念されるため、早急に移転新築を行う。

２　事業の成果

令和６年度から着工していた移転新築工事が完了し、庁舎の老朽化、機能面等を含む諸問題が解決された。

（単位：千円）

	最終予算額	決算額	差額	備考
役務費	254	120	134	指令系 NW 移設等
委託料	23,568	23,568	0	工事監理業務等
使用料及び賃借料	21	0	21	竣工式貸出品
工事請負費	531,651	524,343	7,308	各工事費
備品購入費	3,992	3,891	101	庁舎用備品
負担金補助及び交付金	1,100	1,100	0	上下水道加入金
合　計	560,586	553,022	7,564	

３　今後の課題・方向性

本事業は令和７年度で終了

事業名	米子消防署伯耆出張所庁舎大規模改修事業	現年事業	消防局総務課

款	5	消防費	令和７年度当初予算額	142,492 千円
項	1	消防費	最終予算額	121,064 千円
目	2	消防施設費	令和７年度決算額	111,928 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	83,800 千円
	その他	0 千円
	一般財源	28,128 千円

令和６年度決算額	8,609 千円

令和８年度予算額	0 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

災害対策の拠点となる消防庁舎（米子消防署伯耆出張所）の老朽化が進んでいるため大規模改修工事により庁舎の長寿命化を図る。また、未整備である装備室の整備及び仮眠室の個室化を実施する。

２　事業の成果

令和６年度に実施した設計業務を基に改修工事を発注・施工し、庁舎の長寿命化、機能面等の諸問題が解決された。

【主な改修内容】

装備室の屋内化、仮眠室の個室化、トイレ・洗面所の改修及び更衣室の新設

（単位：千円）

	最終予算額	決算額	差額	備考
役務費	490	44	446	光回線移設等
委託料	5,643	1,573	4,070	指令機器移設業務
工事請負費	113,641	109,163	4,478	各工事費
備品購入費	1,290	1,148	142	庁舎用備品
合　計	121,064	111,928	9,136	

３　今後の課題・方向性

本事業は令和７年度で終了

事業名	境港消防署弓浜出張所庁舎大規模改修事業	現年事業	消防局総務課

款	5	消防費	令和７年度当初予算額	11,696 千円
項	1	消防費	最終予算額	11,696 千円
目	2	消防施設費	令和７年度決算額	9,197 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	6,800 千円
	その他	0 千円
	一般財源	2,397 千円

令和６年度決算額	0 千円

令和８年度予算額	162,292 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

災害対策の拠点となる消防庁舎（境港消防署弓浜出張所）の老朽化が進んでいるため大規模改修工事により庁舎の長寿命化を図る。

また、未整備である装備室の整備及び仮眠室の個室化を実施する。

２　事業の成果

令和８年度の大規模改修工事（建築・電気・機械）に備え設計業務委託を行った。

（単位：千円）

	最終予算額	決算額	差額	備考
需用費	47	12	35	完成図書印刷（契約用）
委託料	11,649	9,185	2,464	大規模改修工事設計業務
合　計	11,696	9,197	2,499	

３　今後の課題・方向性

⑴　設計業務成果品の内容を基に改修工事を発注し、令和８年度の完了を目指す。

⑵　現庁舎で消防業務を継続しながらの改修となるため、工事施工により業務に支障がないよう都度調整を行う。

事業名	消防車両更新事業（補助事業）	現年事業	消防局警防課

款	5	消防費	令和７年度当初予算額	306,544 千円
項	1	消防費	最終予算額	302,659 千円
目	2	消防施設費	令和７年度決算額	302,593 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	91，903 千円
	地方債	179，500 千円
	その他	3，188 千円
	一般財源	28，002 千円

令和６年度決算額	35,186 千円

令和８年度予算額	373,638 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

第８次消防力等整備５ヶ年計画に基づき、災害対応体制を維持するため、老朽化した車両の定期的な更新を行う。

２　事業の成果

各種災害対応体制を計画的に整備することにより、消防力の充実強化を図った。

⑴　災害対応特殊救急自動車１台（米子消防署）　35，519 千円
（※高度救命処置用資機材含む。）

⑵　災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型１台（境港消防署）86，460 千円

⑶　救助工作車Ⅱ型１台（境港消防署）　180，400 千円

３　今後の課題・方向性

計画的な車両更新により、車両機能及び性能の低下を防止するとともに、新たな資機材や安全装備を導入して、効果的な災害対応及び安全運行を実現する。

事業名	消防車両更新事業	現年事業	消防局警防課

款	5	消防費	令和７年度当初予算額	42,438 千円
項	1	消防費	最終予算額	40,430 千円
目	2	消防施設費	令和７年度決算額	40,429 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	29，500 千円
	その他	44 千円
	一般財源	10，885 千円

令和６年度決算額	9,240 千円

令和８年度予算額	9,898 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

第８次消防力等整備５ヶ年計画に基づき、災害対応体制を維持するため、老朽化した車両の定期的な更新を行う。

２　事業の成果

各種災害対応体制を計画的に整備することにより、消防力の充実強化を図った。

⑴　災害対応特殊救急自動車　１台（伯耆出張所）　35,739 千円

（※高度救命処置用資機材含む。）

⑵　連絡車１台（消防局）　4,598 千円

３　今後の課題・方向性

計画的な車両更新により、車両機能及び性能の低下を防止するとともに、新たな資機材や安全装備を導入して、効果的な災害対応及び安全運行を実現する。

事業名	高機能消防指令センター･消防救急デジタル無線更新事業	現年事業	消防局指令課

款	5	消防費	令和 7 年度当初予算額	1,305,510 千円
項	1	消防費	最終予算額	1,305,497 千円
目	2	消防施設費	令和 7 年度決算額	1,305,497 千円

区分		令和 7 年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	1,305,200 千円
	その他	0 千円
	一般財源	297 千円

令和 6 年度決算額	0 千円

令和 8 年度予算額	0 千円

【決算の概要】

1　事業概要

構築から 10 年が経過した高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線を更新する。

2　事業の成果

令和６年度、７年度の２か年で更新事業を実施した。

⑴　高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業委託料　1,305,260 千円

（R6 年度：0 千円、R7 年度：1,305,260 千円）

3　今後の課題・方向性

令和 12 年度に中間更新を予定する。

事業名	高機能消防指令センター･消防救急デジタル無線更新事業に係る構築監理支援事業	現年事業	消防局指令課

款	5	消防費	令和 7 年度当初予算額	14,127 千円
項	1	消防費	最終予算額	14,127 千円
目	2	消防施設費	令和 7 年度決算額	14,126 千円

区分		令和 7 年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	14,100 千円
	その他	0 千円
	一般財源	26 千円

令和 6 年度決算額	0 千円

令和 8 年度予算額	0 千円

【決算の概要】

1　事業概要

高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業の実施時に、適正な監理が行えるよう支援事業者に監理事業の委託を行う。

2　事業の成果

専門的な知見を有した業者に監理の支援を委託し、適正な監理を行った。

⑴　高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る構築監理事業委託料　14,126 千円

（R6 年度：0 千円、R7 年度：14,126 千円）

3　今後の課題・方向性

本事業は令和 7 年度で終了

事業名	起債償還元金	現年事業	事務局総務課

款	6	公債費	令和７年度当初予算額	238,505 千円
項	1	公債費	最終予算額	238,505 千円
目	1	元金	令和７年度決算額	238,505 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	0 千円
	その他	0 千円
	一般財源	238,505 千円

令和６年度決算額	372,246 千円

令和８年度予算額	225,700 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

各金融機関との借入契約に基づき、事業を実施するための財源として借り入れた地方債のうち、元金の償還を行う。

２　事業の成果

借入契約に基づき地方債の元金の定期償還を行った。

【令和７年度末現在の地方債の状況】　（単位：千円）

区　分	令和６年度末現在高（A）	令和７年度中増減高		令和７年度末現在高（A＋B－C）
		起債額（B）	元金償還額（C）	
退職手当債	24,296	－	24,296	－
除却債	－	267,600	－	267,600
保健衛生債	164,776	－	27,462	137,314
清掃債	82,221	－	33,123	49,098
消防債	937,741	2,058,800	153,624	2,842,917
合　計	1,209,034	2,326,400	238,505	3,296,929

３　今後の課題・方向性

今後も借入契約に基づき確実に元金の償還を行う。

事業名	退職積立基金積立金（各費目）	現年事業	事務局総務課

款	人件費を計上している各費目に積立金の予算を計上。 （決算額内訳は資料中の表のとおり）	令和７年度当初予算額	324,273 千円
項		最終予算額	326,741 千円
目		令和７年度決算額	326,741 千円

区分		令和７年度決算額
財源内訳	国・県支出金	0 千円
	地方債	0 千円
	その他	4,241 千円
	一般財源	322,500 千円

令和６年度決算額	333,446 千円
令和８年度予算額	327,466 千円

【決算の概要】

１　事業の概要

一般職の職員の退職手当の財源に充てるため、積立計画に基づき退職積立基金への積立を行う。

２　事業の成果

退職積立基金積立計画に基づく積立金 322,500 千円及び基金運用利子 4,241 千円を積み立てた。

一方で令和７年度退職者に支給する退職手当の財源とするため、118,017 千円を取崩した。

【令和７年度末現在の基金の状況】　（単位：千円）

令和６年度末現在高（A）	令和７年度中増減高		令和７年度末現在高（A＋B－C）
	積立額（B）	取崩額（C）	
1,257,191	326,741	118,017	1,465,915

３　今後の課題・方向性

今後も退職積立基金積立計画（次頁を参照）に基づいて計画的に積立を行うことにより、負担金の平準化を図りつつ、これから想定される大規模事業の実施時期や職員の大量退職期における手当の支出に備える。

１　令和７年度退職積立基金積立金の費目別決算額内訳

［単位：千円］

費　　目	金　　額	費　　目	金　　額
一般管理費	13,013	最終処分費	968
企画調整費	3,902	ごみ処理施設建設費	6,837
施設管理費	1,967	米子浄化場処理費	1,967
介護認定審査会費	1,967	常備消防費	290,250
不燃物処理費	5,870	合　　計	326,741

２　退職積立基金積立計画について

退職積立基金積立計画は次のとおり。

［単位：千円］

積立年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9
金　額	0	0	332,500	322,500	322,500	322,500
積立年度	R10	R11	R12	R13	R14	R15
金　額	51,000	51,000	51,000	50,000	40,000	40,000
積立年度	R16	R17	R18	合計		
金　額	30,000	30,000	30,000	1,673,000		

資料２参考資料④
令和８年11月10日
正副管理者会議
事務局総務課

令和７年度

鳥取県西部広域行政管理組合
歳入歳出決算審査意見書

鳥取県西部広域行政管理組合監査委員

発鳥西監第４０号－１
令和８年９月２８日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　伊木隆司　様

鳥取県西部広域行政管理組合
監査委員　鷲見　渉
監査委員　中田利幸

令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２３３条第２項の規定に基づき審査に付された、令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算書及び附属書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目　　次

１　審査の対象 …… 1

２　審査の期間 …… 1

３　審査の方法 …… 1

４　審査の結果 …… 1

５　総括 …… 1

６　一般会計の決算について …… 2

（１）歳入 …… 2

（２）歳出 …… 3

（３）性質別歳出 …… 5

（４）組合債現在高表 …… 5

７　実質収支に関する調書 …… 6

８　財産に関する調書 …… 6

（１）公有財産 …… 6

（２）重要備品（帳簿価格 500 万円以上） …… 7

（３）債権 …… 7

（４）基金 …… 7

(注)

１　文及び表中の金額は、原則として千円単位で表示している。単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。

２　文及び表中で用いる比率は、原則として小数点以下第２位を四捨五入しているため、構成比率の合計が 100.0 にならない場合がある。

３　符号等の用法は、次のとおりである。

「　０　」 …… 零、又は該当数値はあるが単位未満のもの

「　－　」 …… 該当数値のないもの

「　△　」 …… 比較増減で減の場合

「 皆増 」 …… 前年度に数値がなく全額増加したもの

「 皆減 」 …… 当年度に数値がなく全額減少したもの

令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算審査意見書

１　審査の対象

（１）　令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算
（２）　令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合実質収支に関する調書
（３）　令和７年度鳥取県西部広域行政管理組合財産に関する調書

２　審査の期間

令和８年８月２８日

３　審査の方法

審査に当たっては、一般会計歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（以下「決算書類」という。）について、関係諸帳簿及び証書類との照合を行うとともに、例月出納検査及び関係職員の説明の聴取結果も参考とし、決算計数の正確性及び関係法令に準拠した収入支出の合規性の確認を行った。

４　審査の結果

審査に付された決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認めた。

また、予算は適正に執行されていることを認めたが、その状況及びそれに対する審査意見は、以下の総括に述べる。

５　総括

令和７年度一般会計の歳入の総額は 74 億 4,338 万 6 千円で、そのうち組合を組織する市町村からの分担金及び負担金が 46 億 369 万円（61.8%）、組合債が 23 億 2,640 千円（31.3%）であり、財源の大部分を占めている。一方、歳出の総額は、73 億 5,800 万１千円で、組合の主要事業の支出費目である消防費が 52 億 6,258 万１千円（71.5%）、衛生費が 12 億 6,899 万 5 千円（17.2%）と、この二つの費目で歳出全体の 88.8%を占める構成となっている。

各事業において効率的な調達や経費の削減が図られている一方で、病院群輪番制病院設備整備事業補助金については、国及び県からの交付決定額が減額されるとともに交付決定時期が年度末近くとなる状況が続いており、不用額が生じている。また、消防局の特殊車両、救急自動車及び高度救命資機材については、物価高騰等による影響が見られるため、適切な予算管理と執行管理の徹底が求められる。

入札の状況について、競合企業の参入により競争性が生じた結果、調達コストの抑制が達成されたものがあった。今後も特定の技術依存がある施設を除き、可能な範囲での競争入札導入によるコスト抑制と、毎月の報告確認や現場検査等による適正な履行確保を両立させることが重要である。

財産の管理について、役割を終えた施設については処分・有効活用が進められており、適正な財産運用が行われている。また、重要備品を含む備品管理に関して、台帳と現物を照合することにより、引き続き適切に管理されたい。

消防業務について、現場職員の事務負担軽減と本来の災害対応・訓練業務への集中を図るため、消耗品に対する単価契約の導入検討や、業務のデジタル化（DX）推進による事務の効率化を図られたい。

また、少子高齢化に伴い、圏域全体で深刻な人口減少が進行していることから、事務処理の一元化や業務のデジタル化を推進することにより、効率的かつ持続可能な組合の行財政運営に努められたい。

6　一般会計の決算について

区　　分	令和７年度	令和６年度	増　　減
予 算 現 額 (A)	7,454,815	5,192,366	2,262,449
歳入決算額 (B)	7,443,386	5,177,517	2,265,869
Ｂ／Ａ（%）	99.8	99.7	－
歳出決算額 (C)	7,358,001	5,111,467	2,246,534
Ｃ／Ａ（%）	98.7	98.4	－
形　式　収　支	85,384	66,050	19,334
翌年度繰越財源	0	0	0
実　質　収　支	85,384	66,050	19,334

決算額は、歳入 74 億 4,338 万 6 千円、歳出 73 億 5,800 万 1 千円で、前年度と比較して歳入は 22 億 6,586 万 9 千円（43.8%）、歳出は 22 億 4,653 万 4 千円（44.0%）それぞれ増加しており、予算現額に対する割合は、歳入 99.8%、歳出 98.7%である。

また、令和７年度は、翌年度に繰り越すべき財源がないことから、実質収支は形式収支（歳入歳出決算差引額）と同額の 8,538 万 4 千円となり、前年度と比較して 1,933 万 4 千円増加している。

（1）歳入

年度	予算現額（A）	調定額（B）	決算額（C）	Ｃ／Ａ（%）	Ｃ／Ｂ（%）	不納欠損額	収入未済額
7	7,454,815	7,443,386	7,443,386	99.8	100.0	0	0
6	5,192,366	5,177,517	5,177,517	99.7	100.0	0	0
増減	2,262,449	2,265,869	2,265,869	－	－	0	0

歳入決算額を款別に前年度と比較すると次表のとおりである。

区　　分	令和７年度		令和６年度	
	決算額	構成比（%）	決算額	構成比（%）
分担金及び負担金	4,603,690	61.8	4,486,486	86.7
使用料及び手数料	48,474	0.7	49,835	1.0
国庫支出金	93,236	1.3	15,336	0.3
県支出金	12,644	0.2	18,268	0.4
財産収入	4,568	0.1	1,273	0.0
繰越金	66,050	0.9	79,969	1.5
諸収入	170,307	2.3	162,738	3.1
組合債	2,326,400	31.3	138,700	2.7
繰入金	118,017	1.6	224,913	4.3
合　　計	7,443,386	100.0	5,177,517	100.0

ア　決算状況

当年度の歳入決算額は74億4,338万6千円で、前年度と比較すると22億6,586万9千円（43.8%）増加しており、予算現額に対する割合は99.8%である。

歳入決算額が増加した主な理由は、繰越金及び退職積立基金からの繰入金は減少したものの、市町村負担金及び消防費特別負担金（分担金及び負担金）、消防施設整備事業に係る消防債（組合債）が増加したことによる。

また、予算現額と比較し歳入決算額が減少した主な理由は、病院群輪番制病院設備整備事業に係る国庫補助金を含めた県補助金（県支出金）及び輪番制整備費特別負担金（分担金及び負担金）が減少したことによる。

歳入決算額の総額に占める款別の割合は、分担金及び負担金が最も高く 61.8%であり、次いで組合債31.3%である。

また、不納欠損額及び収入未済額は発生していない。

（２）歳出

年度	予算現額（A）	決算額（B）	翌年度繰越額	不用額	B／A（%）
7	7,454,815	7,358,001	0	96,814	98.7
6	5,192,366	5,111,467	0	80,899	98.4
増減	2,262,449	2,246,534	0	15,915	－

決算額は 73 億 5,800 万 1 千円で予算現額に対し 98.7%の執行率である。
前年度と比較して 22 億 4,653 万 4 千円（44.0%）増加している。

款別の決算額を前年度と比較すると次表のとおりである。

款	年度	予算現額（A）	決算額（B）	構成比（%）	B／A（%）	翌年度繰越額	不用額
議会費	7	1,303	1,104	0.0	84.7	0	199
	6	1,363	1,199	0.0	88.0	0	164
	増減	△60	△95	－	－	0	35
総務費	7	532,260	531,340	7.2	99.8	0	919
	6	262,078	260,827	5.1	99.5	0	1,251
	増減	270,182	270,513	－	－	0	△332
民生費	7	51,577	48,036	0.7	93.1	0	3,541
	6	51,624	47,823	0.9	92.6	0	3,801
	増減	△47	213	－	－	0	△260
衛生費	7	1,305,923	1,268,995	17.2	97.2	0	36,928
	6	1,346,875	1,314,858	25.7	97.6	0	32,018
	増減	△40,952	△45,863	－	－	0	4,910
消防費	7	5,308,990	5,262,581	71.5	99.1	0	46,409
	6	3,142,256	3,108,323	60.8	98.9	0	33,933
	増減	2,166,734	2,154,258	－	－	0	12,476
公債費	7	245,945	245,945	3.3	100.0	0	0
	6	378,576	378,438	7.4	100.0	0	138
	増減	△132,631	△132,493	－	－	0	△138
予備費	7	8,817	0	0.0	0.0	0	8,817
	6	9,594	0	0.0	0.0	0	9,594
	増減	△777	0	－	－	0	△777

ア　決算状況

歳出全体に占める割合は、消防費が最も高く（71.5%）、次に衛生費（17.2%）である。これらは、組合の主要事業の支出費目であり、歳出全体の８割以上を占めている。

決算額を前年度と比較すると、公債費では、平成 26 年度借入分の退職手当債の償還終了等による起債償還元金の減少（1 億 3,374 万 1 千円）等により、1 億 3,249 万 3 千円減少したが、一方で、総務費においては、旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去事業に係る委託料が減少（1,686 万 6 千円）したものの、同事業に

係る工事請負費の皆増（2億9,295万7千円）等により、2億7,051万3千円増加したほか、消防費においても、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る委託料の皆増（13億1,938万6千円）、消防庁舎大規模改修等に係る工事請負費の増加（4億9,859万5千円）及び車両更新等に係る備品購入費の増加（3億345万7千円）等により、21億5,425万8千円増加したことで、歳出全体では、前年度と比較して増加している。

イ　不用額

不用額は9,681万4千円であり、前年度と比較して1,591万5千円増加している。

款別では、消防費（4,640万9千円）が最も多く、衛生費（3,692万8千円）と合わせ、全体の86.1％を占めている。

不用額が生じた主な理由は、消防費においては、委託料の実績減及び入札により工事請負費に残高が生じたことによるものであり、衛生費においては、病院群輪番制病院設備整備事業補助金の実績減によるものである。

（3）性質別歳出

歳出をその性質によって区分した場合の状況は、次表のとおりである。

区　　分	令和７年度		令和６年度		対前年度比較	
	決算額	構成比（%）	決算額	構成比（%）	増減	増減率（%）
人　件　費	2,623,040	35.6	2,623,344	51.3	△304	0.0
物　件　費	1,540,667	20.9	1,222,238	23.9	318,429	26.1
維持補修費	151,304	2.1	188,258	3.7	△36,954	△19.6
扶　助　費	47,665	0.6	48,275	0.9	△610	△1.3
補助費等	64,813	0.9	65,310	1.3	△497	△0.8
普通建設事業費	2,324,531	31.6	212,101	4.1	2,112,430	996.0
積　立　金	360,036	4.9	373,503	7.3	△13,467	△3.6
公　債　費	245,945	3.3	378,438	7.4	△132,493	△35.0
合　　計	7,358,001	100.0	5,111,467	100.0	2,246,534	44.0

（4）組合債現在高表

組合債の状況は次表のとおりである。

区　　分	令和６年度末現在高（A）	令和７年度		令和７年度末現在高（A＋B－C）
		借入額（B）	償還額（C）	
退職手当債	24,296	0	24,296	0

区　　分	令和６年度末 現　在　高 （A）	令和７年度		令和７年度末 現　在　高 （A＋B－C）
		借入額（B）	償還額（C）	
総　務　債	0	267,600	0	267,600
保健衛生債	164,776	0	27,462	137,314
清　掃　債	82,221	0	33,123	49,098
消　防　債	937,741	2,058,800	153,624	2,842,917
合　　計	1,209,034	2,326,400	238,505	3,296,929

7　実質収支に関する調書

年度別の調書における実質収支額は、次表のとおりである。

年　度	令和７年度	令和６年度	令和５年度	令和４年度	令和３年度
実質収支額	85,384	66,050	79,969	67,639	36,201

8　財産に関する調書

（1）公有財産

公有財産の状況は次表のとおりである。

（単位：㎡）

区　分	種　類	令和６年度末 現　在　高	令和７年度中 増　減	令和７年度末 現　在　高
行政財産	土　地	33,920.90	0	33,920.90
	建　物	24,664.94	624.83	25,289.77
普通財産	土　地	37,122.06	0	37,122.06
	建　物	10,234.74	0	10,234.74

ア　行政財産

（ア）土地

前年度から増減はない。

（イ）建物

江府消防署及び付属施設の解体により、550.09 ㎡減少したものの、江府消防署及び附属施設の新築により、1,174.92 ㎡増加し、全体では 624.83 ㎡増加したものである。

イ　普通財産

（ア）土地

前年度から増減はない。

（イ）建物

前年度から増減はない。

（２）重要備品（帳簿価格 500 万円以上）

化学消防ポンプ自動車１台、救助工作車１台及び救急自動車１台を廃棄・更新し、高機能消防指令センター設備の更新により新設備は施設と一体として取扱うこととし、旧設備を廃棄したことにより減となった。

（３）債権

債権の状況は、次表のとおりである。

債権の名称	令和６年度末 現在高	令和７年度中 増減	令和７年度末 現在高
濃縮水処理施設建設費貸付金	710,941	△101,106	609,835

濃縮水処理施設建設費貸付金が、1 億 110 万 6 千円減少したものである。

（４）基金

基金の状況は、次表のとおりである。

基金の名称	令和６年度末 現在高	令和７年度中 増減	令和７年度末 現在高
財政調整基金	91,987	33,295	125,282
退職積立基金	1,257,191	208,724	1,465,915

財政調整基金については、令和６年度決算剰余金の２分の１を下らない額となる 3,303 万円及び基金利子を積み立てたことにより増加し、令和７年度末現在高は 1 億 2,528 万 2 千円となっている。

退職積立基金については、令和７年度積立分の 3 億 2,250 万円と基金利子及び基金収益を積み立てたが、退職手当に充当するために 1 億 1,801 万 7 千円を取り崩したことにより、令和７年度末現在高は 14 億 6,591 万 5 千円となっている。

資料２参考資料⑤
令和８年11月10日
正副管理者会議
事務局総務課

令和７年度決算認定に係る参考資料

鳥取県西部広域行政管理組合

令和７年度決算認定に係る参考資料　目次

１　令和７年度歳入歳出決算に関する説明

⑴　一般会計決算の概要 1

⑵　歳入の状況 2

・歳入の状況（一般会計） 3

・令和７年度市町村負担金　目的別内訳 4

⑶　歳出の状況 7

・歳出の状況（一般会計） 8

・歳出の状況・性質別内訳（一般会計） 9

２　令和７年度 入札の状況 10

３　令和７年度 随意契約の状況 12

４　令和７年度 補助金等に係る事業の実施状況 14

１　令和７年度歳入歳出決算に関する説明

（１）　一般会計決算の概要

（単位：千円）

区　　分	令和６年度	令和７年度	付　　記
歳入総額 A	5,177,517	7,443,386	令和７年度の一般会計は、当初7,443,517千円の予算編成を行いましたが、その後５回の補正を行い、予算総額 7,454,815 千円となっています。 これに対し決算額は、 歳入総額　7,443,386 千円 歳出総額　7,358,001 千円 歳入歳出差引額　85,385 千円 となり、これを翌年度に繰越しすることとしています。
歳出総額 B	5,111,467	7,358,001	
歳入歳出差引額 C（A － B）	66,050	85,385	
翌年度へ繰越すべき財源 D	0	0	
実質収支（C － D）	（イ） 66,050	（ロ） 85,385	
令和７年度単年度収支（ロ）－（イ）		19,335	

（２）　歳入の状況

令和７年度の歳入は、予算現額 7,454,815 千円に対し、決算額は 7,443,386 千円となり、前年度決算額 5,177,517 千円と比べて 43.8％増加しています。

以下、各科目について主な事業に係る前年度決算額との比較を記載します。

①分担金及び負担金は、前年度決算額 4,486,486 千円と比べて 2.6％の増となっています。これは、歳出において公債費が減少したものの、退職手当を除く人件費及び普通建設事業費が増加したことにより、財源である市町村負担金が増となったことによるものです。

②使用料及び手数料は、使用料において、火葬場使用料の実績が減少したことにより、前年度決算額 49,835 千円と比べて 2.7％の減となっています。

③国庫支出金は、緊急消防援助隊活動費負担金が皆減したものの、消防防災施設等整備費補助金の増加、防衛施設周辺消防施設整備事業補助金の皆増及び循環型社会形成推進交付金が皆増したことにより、前年度決算額 15,336 千円と比べて 508.0％の増となっています。

④県支出金は、病院群輪番制病院設備整備事業補助金が減少したことにより、前年度決算額 18,268 千円と比べて 30.8％の減となっています。

⑤財産収入は、財産運用収入において、退職積立基金及び財政調整基金利子が増加したことにより、前年度決算額 1,273 千円と比べて 258.8％の増となっています。

⑥繰越金は、決算剰余金が減少したことにより、前年度決算額 79,969 千円と比べて 17.4％の減となっています。

⑦諸収入は、再生用有価物売払収入が増加したことにより、前年度決算額 162,738 千円と比べて 4.7％の増となっています。

⑧組合債は、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業、境港消防署弓浜出張所庁舎大規模改修事業、江府消防署移転新築事業、米子消防署伯耆出張所庁舎大規模改修事業及び消防車両更新事業に係る消防債が増加したこと、また、旧灰溶融施設解体撤去事業に係る総務債が皆増したことにより、前年度決算額 138,700 千円と比べて 1577.3％の増となっています。

⑨繰入金は、退職積立基金繰入金が減少したことにより、前年度決算額 224,913 千円と比べて 47.5％の減となっています。

歳入の状況（一般会計）

（単位：千円）

科目＼区分	令和7年度 予算現額A	令和7年度 決算額B	令和7年度 構成比	令和7年度 予算現額と決算額との比較（B－A）	予算現額に対する増減の主な内容	令和6年度 決算額C	令和6年度 構成比	対前年度比 B－C	対前年度比 増減率
			%				%		%
① 分担金及び負担金	4,608,292	4,603,690	61.8	△4,602	・病院群輪番制病院設備整備事業補助金の減に伴う輪番制整備費特別負担金の減 △4,603	4,486,486	86.7	117,204	2.6
（市町村負担金）	(4,591,548)	(4,591,548)	(61.7)	(0)		(4,475,958)	(86.5)	(115,590)	(2.6)
（輪番制整備費特別負担金）	(6,542)	(1,939)	(0.0)	(△4,603)		(4,496)	(0.1)	(△2,557)	(△56.9)
（衛生費特別負担金）	(7,014)	(7,015)	(0.1)	(1)		(6,032)	(0.1)	(983)	(16.3)
（消防費特別負担金）	(3,188)	(3,188)	(0.0)	(0)		(0)	(0.0)	(3,188)	-
② 使用料及び手数料	45,453	48,474	0.7	3,021	・火葬場使用料の実績増 1,528 ・消防施設使用料の実績増 108	49,835	1.0	△1,361	△2.7
1 使用料	35,373	37,003	0.5	1,630	・不燃物処理手数料の実績増 357	39,123	0.8	△2,120	△5.4
2 手数料	10,080	11,471	0.2	1,391	・危険物手数料の実績増 995	10,712	0.2	759	7.1
③ 国庫支出金	93,236	93,236	1.3	0		15,336	0.3	77,900	508.0
④ 県支出金	21,848	12,644	0.2	△9,204	・病院群輪番制病院設備整備事業補助金の減 △9,204	18,268	0.4	△5,624	△30.8
⑤ 財産収入	4,490	4,568	0.1	78	・退職積立基金及び財政調整基金利子の実績増 77	1,273	0.0	3,295	258.8
1 財産運用収入	4,446	4,524	0.1	78		1,031	0.0	3,493	338.8
2 財産売払収入	44	44	0.0	0		242	0.0	△198	△81.8
⑥ 繰越金	66,049	66,050	0.9	1		79,969	1.5	△13,919	△17.4
⑦ 諸収入	165,629	170,307	2.3	4,678	・売払単価上昇による再生用有価物売払収入の増 4,112 ・旧灰溶融施設解体撤去等による金属等売払収入の増 226 ・米子消防署シャッター修繕に係る災害共済金の増 189	162,738	3.1	7,569	4.7
⑧ 組合債	2,331,800	2,326,400	31.3	△5,400	・伯耆出張所庁舎大規模改修事業費の減による消防債の減 △3,500 ・弓浜出張所庁舎大規模改修事業費の減による消防債の減 △1,900	138,700	2.7	2,187,700	1,577.3
⑨ 繰入金	118,018	118,017	1.6	△1		224,913	4.3	△106,896	△47.5
合計	7,454,815	7,443,386	100.0	△11,429		5,177,517	100.0	2,265,869	43.8

※千円単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の差、差引等が一致しない。また、比率は原則として小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比率の合計が100.0にならない。

令和7年度市町村負担金　目的別内訳(1)

（単位：千円）

区分 / 市町村	議会費・総務費					民生費			保健衛生費		
	議会費、一般管理費ほか	施設管理費			議会費・総務費計	介護認定審査会費	障害認定審査会費	民生費計	保健衛生総務費		
		旧灰溶融施設管理事業	旧灰溶融施設解体撤去事業	その他人件費等					輪番制病院運営・小児救急医療支援	輪番制病院設備整備事業(輪番制整備費特別負担金)	小計
米子市	102,034	△ 73	15,946	6,347	124,254	19,537	5,013	24,550	19,631	923	20,554
境港市	25,967	△ 41	4,058	1,616	31,600	6,072	1,393	7,465	4,362	1,016	5,378
日吉津村	6,555	△ 6	1,024	408	7,981	1,211	292	1,503	465	-	465
大山町	14,439	△ 22	2,256	899	17,572	3,492	768	4,260	2,048	-	2,048
南部町	11,083	△ 17	1,732	690	13,488	2,448	660	3,108	1,375	-	1,375
伯耆町	11,343	△ 18	1,773	706	13,804	2,368	520	2,888	1,427	-	1,427
日南町	7,027	△ 11	1,098	438	8,552	1,944	352	2,296	560	-	560
日野町	6,173	△ 8	965	384	7,514	1,547	283	1,830	389	-	389
江府町	6,004	△ 8	938	374	7,308	1,441	283	1,724	355	-	355
合計	190,625	△ 204	29,790	11,862	232,073	40,060	9,564	49,624	30,612	1,939	32,551

令和7年度市町村負担金　目的別内訳(2)

（単位：千円）

区分 / 市町村	保健衛生費				清掃費							
	火葬場費			保健衛生費計	不燃物処理費					最終処分費		
	管理経費	起債償還経費	小計		管理経費	投資的経費	起債償還経費	分別業務委託料(衛生費特別負担金)	小計	管理分	旧処分場分	小計
米子市	28,796	24,670	53,466	74,020	230,073	13,296	24,158	7,015	274,542	182,060	524	182,584
境港市	-	-	-	5,378	-	-	-	-	-	44,138	70	44,208
日吉津村	1,842	1,548	3,390	3,855	13,639	837	1,519	-	15,995	10,969	25	10,994
大山町	5,913	-	5,913	7,961	31,453	1,864	836	-	34,153	25,068	51	25,119
南部町	3,797	-	3,797	5,172	24,669	1,427	640	-	26,736	19,690	37	19,727
伯耆町	4,016	1,770	5,786	7,213	26,564	1,460	655	-	28,679	21,211	40	21,251
日南町	2,871	-	2,871	3,431	18,083	896	1,133	-	20,112	14,500	23	14,523
日野町	2,334	-	2,334	2,723	13,279	784	352	-	14,415	10,697	28	10,725
江府町	2,102	-	2,102	2,457	13,959	765	343	-	15,067	11,240	27	11,267
合計	51,671	27,988	79,659	112,210	371,719	21,329	29,636	7,015	429,699	339,573	825	340,398

令和7年度市町村負担金　目的別内訳(3)

（単位：千円）

区分 / 市町村	清掃費						消防費					合　計
	ごみ処理施設建設費		米子浄化場処理費			清掃費計	管理経費	投資的経費	車両整備負担金(消防費特別負担金)	起債償還経費	消防費計	
	管理経費	小計	管理経費	起債償還経費	小計							
米　子　市	41,743	41,743	125,158	2,775	127,933	626,802	1,573,399	76,704	-	94,354	1,744,457	2,594,083
境　港　市	10,624	10,624	-	-	-	54,832	397,500	19,379	3,188	52,582	472,649	571,924
日吉津村	2,681	2,681	3,852	53	3,905	33,575	70,138	3,420	-	3,711	77,269	124,183
大　山　町	5,907	5,907	13,205	421	13,626	78,805	244,484	11,918	-	9,732	266,134	374,732
南　部　町	4,534	4,534	11,961	243	12,204	63,201	170,194	8,297	-	6,776	185,267	270,236
伯　耆　町	4,640	4,640	14,047	234	14,281	68,851	171,768	8,374	-	6,837	186,979	279,735
日　南　町	2,875	2,875	-	-	-	37,510	104,206	5,080	-	4,272	113,558	165,347
日　野　町	2,525	2,525	-	-	-	27,665	68,422	3,335	-	2,724	74,481	114,213
江　府　町	2,457	2,457	-	-	-	28,791	62,695	3,057	-	3,205	68,957	109,237
合　　計	77,986	77,986	168,223	3,726	171,949	1,020,032	2,862,806	139,564	3,188	184,193	3,189,751	4,603,690

（合計内訳）

市町村負担金	4,591,548
輪番制整備費特別負担金	1,939
衛生費特別負担金	7,015
消防費特別負担金	3,188

（３）　歳出の状況

令和７年度の歳出は、予算現額 7,454,815 千円に対し、決算額は 7,358,001 千円となり、前年度決算額 5,111,467 千円と比べて 44.0%増加しています。

決算額の行政目的別構成比は、構成比の高いものから⑤消防費（71.5%）、④衛生費（17.3%）、②総務費（7.2%）、⑥公債費（3.3%）、③民生費（0.7%）、①議会費（0.0%）の順となっています。

以下、主な目的別の決算額について前年度決算額と比較します。

②総務費は、旧灰溶融施設解体撤去事業費に係る解体工事請負費が増加したことにより、前年度決算額 260,827 千円と比べて 103.7%の増となっています。

④衛生費のうち保健衛生費は、保健衛生総務費において、病院群輪番制病院設備整備事業補助金が減少し、火葬場費において、火葬炉設備補修工事請負費が減少したことにより、前年度決算額 137,933 千円と比べて 10.3%の減となっています。

同じく④衛生費のうち清掃費は、ごみ処理施設建設費の人件費が減少したことにより、前年度決算額 1,176,925 千円と比べて 2.7%の減となっています。

⑤消防費は、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業費及び境港消防署弓浜出張所庁舎大規模改修事業費の皆増並びに江府消防署移転新築事業費、消防車両更新事業費、米子消防署伯耆出張所庁舎大規模改修事業費及び人件費が増加したことにより、前年度決算額 3,108,323 千円と比べて 69.3%の増となっています。

⑥公債費は、退職手当債（平成 26 年度借入分）及び消防債（平成 26 年度借入分）の償還が終了し起債償還元金が減少したことにより、前年度決算額 378,438 千円と比べて 35.0%の減となっています。

次に、性質別の決算額については、義務的経費は、退職手当債（平成 26 年度借入分）及び消防債（平成 26 年度借入分）の償還が終了するなどし、公債費が減少したことにより、前年度決算額 3,050,057 千円と比べて 4.4%の減となっています。

消費的経費は、リサイクルプラザの補修工事請負費及び修繕料の減により維持補修費が減少したものの、旧灰溶融施設解体工事請負費並びに江府消防署移転新築事業費に係る解体工事、実施設計業務委託及び備品購入費の増により物件費が増加したことにより、前年度決算額 1,475,806 千円と比べて 19.0%の増となっています。

投資的経費は、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業費の皆増並びに江府消防署移転新築事業費及び消防車両更新事業費の増により普通建設事業費が増加したことにより、前年度決算額 212,101 千円と比べて 996.0%の増となっています。

その他の経費は、退職積立基金積立金及び財政調整基金積立金の減により積立金が減少したことにより、前年度決算額 373,503 千円と比べて 3.6%の減となっています。

歳出の状況（一般会計）

（単位：千円）

区分 / 科目	令和７年度 予算現額A	決算額B	構成比	不用額（A－B）	予算現額に対する増減の主な内容	令和6年度 決算額C	構成比	対前年度比 B－C	増減率
① 議会費	1,303	1,104	% 0.0	199		1,199	% 0.0	△95	% △7.9
② 総務費	532,260	531,340	7.2	919	・企画調整費 役務費減443、委託料減450	260,827	5.1	270,513	103.7
③ 民生費	51,577	48,036	0.7	3,541	・介護認定審査会費 人件費（委員報酬等）減2,696	47,823	0.9	213	0.4
④ 衛生費	1,305,923	1,268,995	17.3	36,928		1,314,858	25.7	△45,863	△3.5
1 保健衛生費	139,183	123,712	1.7	15,471	・保健衛生総務費 負担金、補助及び交付金（病院群輪番制病院設備整備事業補助金）減 13,807 ・火葬場費 需用費減1,614	137,933	2.7	△14,221	△10.3
2 清掃費	1,166,740	1,145,283	15.6	21,457	・不燃物処理費 需用費減1,707、委託料減1,711、工事請負費減3,335 ・最終処分費 委託料減4,138 ・ごみ処理施設建設費 人件費減1,913、需用費減1,925、役務費減446、使用料及び賃借料1,000 ・米子浄化場処理費 需用費減2,100、委託料減1,391、工事請負費減1,166	1,176,925	23.0	△31,642	△2.7
⑤ 消防費	5,308,990	5,262,581	71.5	46,409	・常備消防費 人件費減1,571、旅費減798、需用費減5,002、役務費減7,637、委託料（高機能消防指令センター保守管理、消防救急無線システム保守管理等）減10,219、使用料及び賃借料減513、負担金補助及び交付金減926 ・消防施設費 役務費減579、委託料（伯耆出張所指令機器移設業務、弓浜出張所設計業務）減6,535、工事請負費（伯耆出張所庁舎大規模改修、江府消防署旧庁舎解体）減11,786	3,108,323	60.8	2,154,258	69.3
⑥ 公債費	245,945	245,945	3.3	0		378,438	7.4	△132,493	△35.0
⑦ 予備費	8,817	0	0.0	8,817	・一般管理費（人件費836）、公債費（一時借入金利子347）に充用	0	0.0	0	0.0
合計	7,454,815	7,358,001	100.0	96,814		5,111,467	100.0	2,246,534	44.0

※千円単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の差、差引等が一致しない。また、比率は原則として小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比率の合計が100.0にならない。

歳出の状況・性質別内訳(一般会計)

(単位:千円)

性質別	区分	令和7年度 決算額	令和7年度 構成比	令和6年度 決算額	令和6年度 構成比	対前年度比 増減額	対前年度比 増減率	前年度に対する増減の主な内容
義務的経費	人件費	2,623,040	% 35.6	2,623,344	% 51.3	△304	% 0.0	・退職手当の減△106,977 ・報酬・給料・手当・共済費の増106,679
	扶助費	47,665	0.6	48,275	0.9	△610	△1.3	・職員に支給する児童手当の減 △610
	公債費	245,945	3.3	378,438	7.4	△132,493	△35.0	・退職手当債(H26借入分)の償還終了による減 △51,242 ・桜の苑火葬炉等改修に係る組合債(H30借入分)の償還終了による減 △17,118 ・リサイクルプラザ基幹改良事業・屋上防水及び空調給湯設備改修事業に係る組合債(H26借入分)の償還終了による減 △22,950 ・消防債の償還終了等による減 △41,361(消防指令システム(H26借入分)償還終了△74,020、境港はしご車(R5借入分)元金償還開始29,204等)
	小計	2,916,650	39.6	3,050,057	59.7	△133,407	△4.4	
消費的経費	物件費	1,540,667	20.9	1,222,238	23.9	318,429	26.1	・旧灰溶融施設解体撤去事業に係る委託料の減 △16,866 ・旧灰溶融施設解体工事請負費の増 292,957 ・江府消防署移転新築事業費(解体工事、実施設計業務委託、備品購入)の増 41,283
	維持補修費	151,304	2.1	188,258	3.7	△36,954	△19.6	・火葬炉設備補修工事請負費の減 △4,125 ・米子浄化場の補修工事請負費の減 △7,261、修繕料の減 △1,677 ・リサイクルプラザの補修工事請負費の減 △20,232、修繕料の減 △992 ・米子消防署空調設備補修工事請負費の皆減 △2,090
	補助費等	64,813	0.9	65,310	1.3	△497	△0.8	・ごみ処理施設建設費の報償費の減 △346
	小計	1,756,784	23.9	1,475,806	28.9	280,978	19.0	
投資的経費	普通建設事業費	2,324,531	31.6	212,101	4.1	2,112,430	996.0	・高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業の皆増 1,319,386 ・江府消防署移転新築事業の増 375,608 ・消防車両更新事業の増 298,419 ・伯耆出張所庁舎大規模改修事業の増 100,571 ・弓浜出張所庁舎大規模改修事業の皆増 9,185
その他の経費	積立金	360,036	4.9	373,503	7.3	△13,467	△3.6	・退職積立基金積立金の減 △10,000 ・財政調整基金積立金の減 △6,960 ・退職積立基金及び財政調整基金の利子分積立金の増 3,493
合計		7,358,001	100.0	5,111,467	100.0	2,246,534	44.0	

※千円単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の差、差引等が一致しない。また、比率は原則として小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比率の合計が100.0にならない。

２　令和７年度　入札の状況

○最終的な契約額が500万円以上の入札案件　　（単位：円）

款	番号	件名	案件概要	参加業者数	落札業者名	予算額	予定価格	令和７年度決算額	備考
総務費	1	旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事	旧灰溶融施設（エコスラグセンター）の建物及び設備の解体撤去工事を行うもの	1	旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事東亜建設工業・金田工務店・津田建築　特定建設工事共同企業体	923,120,000（2か年分）	923,120,000（2か年分）	292,957,000	契約金額 915,490,400円 R7　292,957,000円 R8　622,533,400円 水質検査の追加による増（2,490,400円増額）
	2	旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事施工監理業務	旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事の施工監理を行うもの	2	株式会社堀尾建築設計事務所	16,737,000（2か年分）	16,057,800（2か年分）	4,433,000	契約金額 14,300,000円 R7　4,433,000円 R8　9,867,000円
衛生費	3	リサイクルプラザ不燃物残さ（プラスチック残さ）収集運搬業務	リサイクルプラザから発生する不燃物残さ(プラスチック残さ)を中間処理業者へ運搬する業務	2	三光株式会社	10,725,000	非公表	8,382,000	単価契約 @20,000×1.1×381台
	4	リサイクルプラザ中央操作室運転管理等業務	工場棟の全体設備の運転操作・監視・管理及び付帯する業務	2	株式会社日本管財環境サービス中国支店	44,028,600	非公表	29,370,000	
	5	リサイクルプラザ回転式破砕機副部補修工事	回転式破砕機副部における摩耗部品の交換、肉盛補修、整備及び試運転調整	3	米子機工株式会社	8,111,400	5,744,200	5,245,900	
	6	リサイクルプラザ回転式破砕機主要部補修工事	回転式破砕機主要部における摩耗部品の交換、肉盛補修、整備及び試運転調整	2	新明和工業株式会社流体事業部営業本部関西支店	15,964,300	11,959,200	10,883,400	
	7	リサイクルプラザ搬送設備補修工事	No.1破砕物コンベヤ、No.2破砕物コンベヤ、磁選残物コンベヤ等における摩耗部品の交換及び試運転調整	3	株式会社東洋機工エンジニアリング	27,581,400	27,581,400	25,703,700	
	8	リサイクルプラザ火災対策工事	サーマルカメラ、炎検知器、煙検知器等の設置	1	新明和工業株式会社流体事業部営業本部	41,954,000	21,365,300	21,329,000	
	9	一般廃棄物最終処分場建設候補地測量業務	施設基本設計等に反映するための建設候補地の用地・地形測量及び地質調査	9	株式会社広洋コンサルタント	85,500,000（2か年分）	76,071,600（2か年分）	3,886,300	契約額 70,400,000円 R7　3,886,300円 R8　66,513,700円
	10	米子浄化場脱水汚泥資源化業務	脱水汚泥の資源化処理	1	境港市循環資源再生利用事業協同組合	42,229,000	非公表	27,049,921	単価契約 @14,500×1.1×1695.92t
	11	米子浄化場スクリュー定量ポンプ補修工事	スクリュー定量ポンプの分解整備、劣化部品の交換	3	浅野アタカ株式会社広島支店	10,560,000	8,283,000	7,966,200	増額578,600円　増額理由No.2汚泥返送ポンプに部品損傷が発見され、復旧するために交換部品の追加が必要となったため。
	12	米子浄化場脱水設備補修工事	汚泥脱水機の分解整備及び劣化部品の交換	2	蜂谷工業株式会社	26,840,000	21,659,000	19,059,700	
	13	米子浄化場前処理設備補修工事	前処理設備の劣化部品の交換	3	蜂谷工業株式会社	10,395,000	9,988,000	8,752,700	
消防費	14	寝具賃貸借	消防局及び各消防署所で使用する寝具の賃貸借	1	小山株式会社　広島営業所	5,060,880	非公表	5,053,950	変更契約 64,350円増（R7年度新規採用者（13名）増加分）

○最終的な契約額が500万円以上の入札案件

（単位：円）

款	番号	件名	案件概要	参加業者数	落札業者名	予算額	予定価格	令和７年度決算額	備考
消防費	15	高度救命処置用資機材の納入	伯耆救急車更新分の納入	1	小西医療器株式会社米子営業所	17,444,000	非公表	16,500,000	
	16	災害対応特殊救急自動車の納入	伯耆救急車更新のため納入	1	鳥取トヨタ自動車株式会社　米子東店	19,730,418	非公表	19,239,000	
	17	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の納入	境港化学１号車更新分の納入	2	有限会社岩谷ポンプ	87,580,350	非公表	86,460,000	
	18	米子消防署伯耆出張所大規模改修建築主体工事	計画に基づく米子消防署伯耆出張所の大規模改修に伴う建築主体工事	6	有限会社日南住設	62,865,000	62,865,000	61,281,000	変更契約 1,001,000円増（工事内容変更による増額）
	19	米子消防署伯耆出張所大規模改修電気設備工事	計画に基づく米子消防署伯耆出張所の大規模改修に伴う電気設備工事	7	有限会社斉木電気設備	35,508,000	25,553,000	22,911,900	
	20	米子消防署伯耆出張所大規模改修機械設備工事	計画に基づく米子消防署伯耆出張所の大規模改修に伴う機械設備工事	1	株式会社ミテック	31,449,000	25,223,000	24,970,000	
	21	防火衣及び防火帽の納入	防火衣及び防火帽の41式納入	3	株式会社吉谷機械製作所	8,624,000	非公表	7,971,425	変更契約 194,425円増（１名分増のため）
	22	境港消防署弓浜出張所大規模改修建築主体工事実施設計業務	計画に基づく境港消防署弓浜出張所の大規模改修に伴う建築主体工事実施設計委託	5	株式会社堀尾建築設計事務所	6,336,000	6,158,900	5,335,000	変更契約 464,200円増（業務追加に伴う増額および履行期間の延長による増額）
	23	災害対応特殊救急自動車の納入	米子救急１号車更新のため納入	1	鳥取トヨタ自動車株式会社米子東店	19,730,418	非公表	19,019,000	
	24	高度救命処置用資機材の納入(米子救急１号車更新分)	米子救急１号車更新分の納入	1	小西医療器株式会社米子営業所	17,444,000	非公表	16,500,000	
	25	救助工作車（Ⅱ型）の納入	境港救助工作車更新分の納入	2	株式会社吉谷機械製作所	181,633,122	非公表	180,400,000	
	26	消防吏員被服の納入（更新者分）	消防吏員（令和7年度更新者用）の制服、活動服、救急服、雨衣及び防寒着等	4	株式会社ニシオ	17,126,420	非公表	14,985,014	
	27	江府消防署旧庁舎解体工事	計画に基づく江府消防署の移転新築に伴う旧庁舎解体工事	5	有限会社住田組	41,932,000	37,169,000	34,624,700	変更契約 524,700円増（工事内容変更に伴う増額）

3　令和７年度　随意契約の状況

○第2号該当案件:契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき　　(単位:円)

款	番号	件名	案件概要	契約業者名	予算額	予定価格	令和7年度決算額	備考
衛生費	1	不燃ごみ等選別業務	リサイクルプラザに搬入された不燃ごみ及び資源ごみ等の選別業務	環境プラント工業株式会社	78,870,000	非公表	78,870,000	
	2	不燃物残さ運搬業務	リサイクルプラザから排出される不燃物残さ等の運搬業務	環境プラント工業株式会社	30,877,000	非公表	30,250,000	
	3	再生資源分別等業務	不燃ごみ及び古紙類等について、各種機械及び手選別により分別処理を行い、資源物を回収する業務	鳥取県西部再生資源事業協同組合	56,743,000	非公表	56,741,520	
	4	不燃物残さ(プラスチック残さ)処理業務	リサイクルプラザから排出される不燃物残さの焼却処理及び再資源化を行う業務	三光株式会社	25,577,000	非公表	25,667,950	単価契約 @350/10kg×1.1×666,770kg
	5	リサイクルプラザ中央監視システム等補修工事	リサイクルプラザ中央監視システム等の損耗劣化部品の交換	新明和工業株式会社流体事業部営業本部中国支店	33,356,400	非公表	31,075,000	
	6	最終処分等業務	本組合施設及び本組合の関係市町村から発生する一般廃棄物の最終処分等に関する業務	環境プラント工業株式会社	432,088,252	非公表	427,951,587	①うち固定経費分 412,124,214円 ②うち変動経費分 単価契約 不燃物残さ(カレット)@1,562/t×230.35t 不燃物残さ@3,916/t×1669.88t 濃縮水固化物@49,500/t×180.37t 変動経費分計 15,827,373円
	7	米子浄化場ロータリーアトマイザーほか補修工事	ﾛｰﾀﾘｰｱﾄﾏｲｻﾞｰ、細砂除去装置及びデータロガ設備の補修	三菱重工環境・化学ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ株式会社関西支店	16,103,670	非公表	12,430,000	
	8	桜の苑火葬炉設備補修工事	火葬炉の損傷した耐火物の補修	株式会社宮本工業所	9,592,000	非公表	8,195,000	

○第3号該当案件:法律等に規定する障害者支援施設等からの物品購入、役務の提供　　(単位:円)

款	番号	件名	案件概要	契約業者名	予算額	予定価格	令和7年度決算額	備考
議会費 総務費	1	鳥取県西部広域行政管理組合会議録音データ反訳業務	会議の録音データを反訳し、文書化する業務	NPO法人ワークショップ・アクティブ	586,000	非公表	502,040	単価契約 308円/1分(税込み) 反訳時間数:1,630分
衛生費	2	リサイクルプラザ清掃業務	リサイクルプラザ内の清掃業務	特定非営利活動法人山陰福祉の会	751,000	非公表	750,389	

４　令和７年度補助金等に係る事業の実施状況

１ 国庫補助金

（単位：千円）

事業名	事業費	国庫補助金		事業概要
		基準額×補助率	補助金の額	
消防防災施設等整備費補助金	213,229	119,665千円 × 1/2	59,831	災害対応特殊救急自動車、高度救命用資機材、救助工作車、救助用資機材
防衛施設周辺消防施設整備事業補助金	86,460	48,109千円 × 2/3	32,072	化学消防ポンプ自動車
循環型社会形成推進交付金	3,886	4,000千円 × 1/3	1,333	一般廃棄物最終処分場の建設候補地の地形及び現況等を把握するため、測量業務を実施
計	303,575		93,236	

２ 県補助金

（単位：千円）

事業名	事業費	県補助金		事業概要
		基準額×補助率	補助金の額	
病院群輪番制病院小児救急医療支援事業補助金	1,814	1,814千円 × 2/3	1,209	小児救急医療における医療従事者の確保に必要な経費に対する支援を行い、医療提供体制の整備を図る。
病院群輪番制病院設備整備事業補助金	5,817	5,817千円 × 2/3	3,878	救急医療に必要な機器の購入・更新に対する支援を行い、医療提供体制の整備を図る。
鳥取県消防防災ヘリコプター運航調整交付金	22,670	2,843千円 × 10/10	2,843	鳥取県消防防災ヘリコプター乗務職員（3人）派遣
鳥取県航空救命士派遣調整交付金	2,238	98千円 × 10/10	98	県に派遣する航空救命士養成費の負担金
鳥取県権限移譲交付金	3,912	4,616千円 × 10/10	4,616	火薬類等事務権限移譲に係る事務費（補助金の額にあっては、前年度精算額を含む）
計	36,451		12,644	

資料２参考資料⑥
令和８年11月10日
正副管理者会議
事務局総務課

令和６年度決算審査指摘事項に係る処理状況

鳥取県西部広域行政管理組合

令和６年度決算審査指摘事項　目次

若手職員の早期退職等に伴う欠員の人材確保について（消防局総務課）..... 1

令和６年度決算審査指摘事項に係る処理状況

消防局総務課

指摘事項	若手職員の早期退職等に伴う欠員の人材確保について 消防体制について、郡部においては若年層が減少し、地域の自衛力が減退する中、本組合の消防力の維持・確保は最優先課題であり、社会状況により人材確保は困難を極めるであろうが、若手職員の早期退職等による欠員の発生をある程度予測しながら、あらゆる手法を講じて人材確保に努められたい。
処理状況	消防体制を堅持するため、新たな人材確保及び職員の離職防止のための施策を積極的に実施した。 ●主な取り組み １　新たな人材確保 「第５次行財政改革大綱」及び「令和８年度消防局の重点課題と目標」において、人材確保の推進を重点課題として掲げ、次の施策を実施した。 【広報活動の推進】 ・採用試験受験希望者を対象とした職場説明会や公安系機関合同企業説明会の実施 ・ＳＮＳ（Instagram、YouTube）による業務内容やイベント動画等の発信 ・市町村広報誌を活用した消防行政情報の普及啓発 ・他行政機関と連携したＷｅｂサイトでの採用情報の発信 【即戦力人材の確保】 ・消防職務経験者を対象とした採用試験を実施 令和７年度：６月２９日（第１回）、１０月１９日（第２回）実施（採用者数０名） 令和８年度：６月２１日実施（合格者数２名） 【新規人材の確保】 ・消防吏員採用試験を実施 令和７年度：応募者数３６名（採用者数１６名） 令和８年度：応募者数２９名（募集人数９名程度） ２　離職防止 職員の離職防止のため、職員のモチベーションの維持・向上に向け新たな取組として、次の施策を実施した。 【職員のモチベーションの維持・向上】 ・スパイラルアップ研修の実施（自己研鑽のための研修事業による職員の自主的な能力向上の推進） ・派遣・資格取得等の希望調査の実施（消防大学校、消防庁及び鳥取県等への派遣、救急救命士及び大型機関員の資格取得等）